

---

令和2年大和町議会3月定例会議会議録

---

令和2年3月2日（月曜日）

---

応招議員（16名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	13番	欠員
5番	槻田雅之君	14番	高平聡雄君
6番	門間浩宇君	15番	堀籠日出子君
7番	渡辺良雄君	16番	大須賀啓君
8番	千坂裕春君	17番	中川久男君
9番	欠員	18番	馬場久雄君

---

出席議員（15名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	12番	平渡高志君
3番	犬飼克子君	14番	高平聡雄君
4番	馬場良勝君	15番	堀籠日出子君
5番	槻田雅之君	16番	大須賀啓君
6番	門間浩宇君	17番	中川久男君
7番	渡辺良雄君	18番	馬場久雄君
8番	千坂裕春君		

欠席議員（1名）

11番	藤巻博史君		
-----	-------	--	--

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	農林振興課長 兼農業委員会事務局長	遠 藤 秀 一 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	商工観光課長	文 屋 隆 義 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	都市建設課長	江 本 篤 夫 君
総務課長	後 藤 良 春 君	上下水道課長	蜂 谷 俊 一 君
まちづくり 政策課長	千 葉 正 義 君	会計管理者 兼会計課長	三 浦 伸 博 君
財政課長	千 坂 俊 範 君	教育総務課長	櫻 井 和 彦 君
税務課長	千 葉 喜 一 君	生涯学習課長	瀬 戸 正 昭 君
町民生活課長	村 田 良 昭 君	総 務 課 危機対策室長	蜂 谷 祐 士 君
子育て支援 課長	小 野 政 則 君	税 務 課 徴収対策室長	遠 藤 眞起子 君
福祉課長	吉 川 裕 幸 君	公民館長	阿 部 昭 子 君
健康支援課長	櫻 井 修 一 君		

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 義 則	議 会 事 務 局 長 次	野 田 美 沙 子
主 任	渡 邊 直 人		

---

議事日程〔別紙〕

---

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

---

午前9時57分 開会前

議長 (馬場久雄君)

皆さん、おはようございます。

開会の前であります、町長より報告があります。町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

皆さん、おはようございます。

議長からお許しを頂きましたので、ご報告を申し上げたいというふうに思います。

新型コロナウイルス感染についてでございます。この件につきましては、先月2月28日に議会の皆様方にも、その段階での現状についてご報告を申し上げました。学校の休校等々につきましてあったところでございますが、その後、2月29日に宮城県内で、宮城県の方がコロナウイルスを発症した方が、そういった発表がございました。船から降りた方ということで発症経路が分からないとか、そういったことではございませんけれども、そういった発症例ができましたので、町といたしましても、多くの方々が集まれる施設、不特定多数の方々が集まる施設につきまして、使用につきましての規制をいたしたところでございます。2月29日からできるところにつきましてはやっておるところではございますが、実質今日といいますか、これからになるというふうに思っております。

場所につきましては、使用不可といたしましたところにつきましては、まほろばホール、総合運動公園、体育センター、武道館、あと各地区レクリエーション広場、宮床、鶴巢山田、三ヶ内、北目などがございますが、広場、またダイナヒルズの運動公園、民俗資料館、宮床歴史の村ということで宝蔵、旧伊達家住宅、原阿佐緒記念館、それから各小・中学校の体育館、校庭、町民研修センター、吉岡コミュニティセンター、このコミュニティセンターにつきましては法務局とシルバー人材センターが入っておりますので、こちらにつきましては利用といいますか、そのまま活用ということでございます。それから、吉田コミセン、鶴巢防災センター、宮床集落センター、ダム資料館、ここは冬季間の閉鎖ということもございますが、七ツ森ふれあいの里ということで、この施設につきまして当面の間ということで使用不可にいたします。

また、一部利用としまして、一部利用不可能といいますか、ふれあいの杜、南部コミセンでございますが、ここにつきましては出張所、そして児童館がございますので、ここにつきましては利用するわけでございますが、その他については利用を適しない

と、それから教育ふれあいセンター、ここにつきましては児童館につきまして、児童館の利用についてはやるところでございますが、この児童館につきましても従来館及び幼児クラブにつきましては利用を停止ということ、学童保育、放課後児童クラブのみ利用ということになります。それから、ひだまりの丘につきましては児童館のみ利用、入浴施設等につきましては利用できないということで、そんな措置を取っております。

そういった形で、町としましても対応してまいっております。この状況、いろいろ刻々変化しておりますので、その都度といいますか、対応になってくるところはあるというふうに思っておりますが、町としましても、そういった拡大をしないような対応ということで取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、皆様方のご理解とご協力、ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

報告につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議 長 (馬場久雄君)

以上で町長の報告を終わります。

午前10時01分 開 議

議 長 (馬場久雄君)

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

#### 日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (馬場久雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、8番千坂裕春君及び10番今野善行君を指名します。

---

#### 日程第2「議案第5号 大和町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例」

議長（馬場久雄君）

日程第2、議案第5号 大和町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第3「議案第6号 大和町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例」

議長（馬場久雄君）

日程第3、議案第6号 大和町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第4「議案第7号 大和町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例」

議長（馬場久雄君）

日程第4、議案第7号 大和町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第5「議案第8号 大和町非常勤消防団員の定員、任免、給与、サービスに関する条例の一部を改正する条例」

議長（馬場久雄君）

日程第5、議案第8号 大和町非常勤消防団員の定員、任免、給与、サービスに関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第6「議案第9号 大和町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」

議長（馬場久雄君）

日程第6、議案第9号 大和町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第7「議案第10号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例」

議長（馬場久雄君）

日程第7、議案第10号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第8「議案第11号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う  
関係条例の整理に関する条例」

議長（馬場久雄君）

日程第8、議案第11号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第9「議案第12号 大和町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を  
改正する条例」

議長（馬場久雄君）

日程第9、議案第12号 大和町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する

条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第10「議案第13号 大和町敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例」

議長（馬場久雄君）

日程第10、議案第13号 大和町敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第11「議案第14号 大和町道路占用料等条例の一部を改正する条例」

例」

議長（馬場久雄君）

日程第11、議案第14号 大和町道路占用料等条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第12「議案第15号 大和町下水道条例の一部を改正する条例」

議長（馬場久雄君）

日程第12、議案第15号 大和町下水道条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第13「議案第16号 ふるさと創生基金条例を廃止する条例」

議長（馬場久雄君）

日程第13、議案第16号 ふるさと創生基金条例を廃止する条例を議題とします。  
本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第14「議案第17号 大和町農村環境保全基金条例を廃止する条例」

議長（馬場久雄君）

日程第14、議案第17号 大和町農村環境保全基金条例を廃止する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第15「議案第18号 令和元年度大和町一般会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第15、議案第18号 令和元年度大和町一般会計補正予算を議題とします。  
本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第16「議案第19号 令和元年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第16、議案第19号 令和元年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第17「議案第20号 令和元年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第17、議案第20号 令和元年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第18「議案第21号 令和元年度大和町宮床財産区特別会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第18、議案第21号 令和元年度大和町宮床財産区特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第19「議案第22号 令和元年度大和町吉田財産区特別会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第19、議案第22号 令和元年度大和町吉田財産区特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第22号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第20「議案第23号 令和元年度大和町落合財産区特別会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第20、議案第23号 令和元年度大和町落合財産区特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第23号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第21「議案第24号 令和元年度大和町奨学事業特別会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第21、議案第24号 令和元年度大和町奨学事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第22「議案第25号 令和元年度大和町後期高齢者医療特別会計補正  
予算」

議長（馬場久雄君）

日程第22、議案第25号 令和元年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第23「議案第26号 令和元年度大和町下水道事業特別会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第23、議案第26号 令和元年度大和町下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第26号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第24「議案第27号 令和元年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第24、議案第27号 令和元年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第27号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第25「議案第28号 令和元年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第25、議案第28号 令和元年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第28号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第26「議案第29号 令和元年度大和町水道事業会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第26、議案第29号 令和元年度大和町水道事業会計補正予算を議題とします。  
本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第29号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第27「議案第30号 令和2年度大和町一般会計予算」

日程第28「議案第31号 令和2年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算」

日程第29「議案第32号 令和2年度大和町介護保険事業勘定特別会計予算」

日程第30「議案第33号 令和2年度大和町宮床財産区特別会計予算」

日程第31「議案第34号 令和2年度大和町吉田財産区特別会計予算」

日程第32「議案第35号 令和2年度大和町落合財産区特別会計予算」

日程第33「議案第36号 令和2年度大和町奨学事業特別会計予算」

日程第34「議案第37号 令和2年度大和町後期高齢者医療特別会計予算」

日程第35「議案第38号 令和2年度大和町下水道事業特別会計予算」

日程第36「議案第39号 令和2年度大和町農業集落排水事業特別会計予算」

日程第37「議案第40号 令和2年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計予算」

日程第38「議案第41号 令和2年度大和町水道事業会計予算」

議長（馬場久雄君）

次に日程第27、議案第30号 令和2年度大和町一般会計予算から日程第38、議案第41号 令和2年度大和町水道事業会計予算までを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。財政課長千坂俊範君。

財政課長（千坂俊範君）

それでは、別冊の令和2年度各種会計予算及び予算に関する説明書を願ひいたします。

説明書1ページをお開き願ひします。

議案第30号 令和2年度大和町一般会計予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算でございます。歳入歳出の総額をそれぞれ119億7,400万円と定めるものでございます。款項の区分及び金額は、第1表に記載をいたしてございます。

第2条は、債務負担行為を定めるものでございます。第2表に事項、期間、限度額を記載をいたしてございます。

第3条は、地方債でございます。令和2年度に起こすことができる起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を第3表により定めてございます。

第4条は、一時借入金でございます。最高額は3億円と定めるものでございます。

第5条は、歳出予算の流用を定めるものでございまして、通常は項間の流用は禁じられているところでございますが、人件費に限りましては項間の流用を認めるという規定でございます。

それでは、8ページを願ひいたします。

「第2表 債務負担行為」でございますが、令和2年度に複数年度の契約等を行うことができます事項を定めるものでございます。

1行目の例外システム用物理端末賃貸借から5行目の個人番号カード裏面印刷シス

テム賃貸借までにつきましては、電算システムに関連します賃貸借でございます、期間がいずれも令和3年度から7年度まで、限度額につきましては記載のとおりでございます。

6行目は、認定こども園施設整備事業補助でございます。期間は令和3年度、限度額4億9,858万2,000円でございます。

7、8行目は、高齢者及び福祉タクシー助成でございます。期間は令和3年度、限度額は記載のとおりでございます。

9行目は、令和2年度大和町中小企業振興資金損失補償料でございます。期間は令和3年度から令和12年度まで、限度額は476万円でございます。

10、11行目は、小・中学校空調設備保守点検業務でございます。期間は令和3年度から令和4年度まで、限度額は記載のとおりでございます。

9ページをお願いいたします。

1行目につきましては、蒸気回転窯等、給食調理器具等の賃貸借でございます。期間は令和3年度から令和7年度まで、限度額1,800万円でございます。

2行目、3行目につきましては、栄養価計算システムの借り上げ及び保守となっております。期間は令和3年度から令和7年度まで、限度額は記載のとおりでございます。

4行目から9行目につきましては、子どもの心のケアハウスに係る事務機器等の借り上げ及び機器利用料でございます。期間につきましては、5行目の電話機器賃貸借が令和3年度から令和8年度まで、それ以外が令和3年度から令和7年度まででございます。限度額は記載のとおりでございます。

10ページをお願いいたします。

「第3表 地方債」でございます。

ここ数年、町税の増加がございましたことから起債を抑制してまいりましたが、法人町民税の減少、投資的事業費の増加がありますことから地方債を活用することといたしまして、合計で6億9,040万円を計上いたすものでございます。

起債の目的欄、上から順に充当する事業でございます。

一般補助施設整備等事業債は認定こども園整備事業に、公共施設等適正管理推進事業債は施設の修繕事業に、公共事業等債は橋梁修繕事業に、一般事業債は子育て支援住宅建設事業に、地方道路等整備事業債は町道の改良舗装修繕事業に、2件の補助災害復旧債は道路及び河川の復旧事業に充当する予定としてございます。一番下の臨時財政対策債につきましては、交付税の算定におきまして交付団体が発行できる起債で

ございます。それぞれの限度額、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

13ページをお願いいたします。

事項別明細書の歳入でございます。

初めに、1款町税でございますが、町税につきましては当初編成段階での年間見込額を計上いたすものでございます。

1項町民税、1目個人につきましては、課税所得の増加を見込みまして6,300万ほどの増加を、2目法人につきましては、令和元年度の収納実績見込み及び令和元年10月以降の事業年度から税率が引き下げられることを考慮いたしまして、約12億円の減少を見込んでいるところでございます。

2項1目固定資産税につきましては、非木造家屋償却資産の新規取得分などの増加を見込み、さらに新築家屋軽減への減少などから約3億2,700万円の増加を見込んでございます。

14ページをお願いいたします。

2目国有資産等所在市町村交付金でございますが、公共的団体が所有しております行政執行に用いない部分につきましては、固定資産税と同じ率の1.4%で交付があるものでございまして、説明欄にそれぞれ記載をいたしているところでございます。

3項軽自動車税でございます。

1目環境性能割は、令和元年度の税制改正により自動車取得税に代わり創設されたものでございます。2目種別割は、従来の軽自動車税に当たるものでございまして、新規登録の税率変更や台数の伸びを考慮しまして、約350万円の増加を見込んでおります。

4項1目町たばこ税につきましては、消費量は減少しておりますが、10月からの税率改正などを見込みまして、約700万の増加とするものでございます。

15ページをお願いいたします。

5項1目入湯税につきましては、ほぼ前年度程度の計上といたしております。

6項1目都市計画税につきましては、税率2%で計上でございまして、約2億5,500万円の計上となるものでございます。

なお、この都市計画税と入湯税につきましては、目的税でございますので、その用途をご説明させていただきます。

別冊の資料、議案第30号関係、一般会計当初予算、財政課と記載の資料をご覧いただきたいと思っております。

資料の1ページでございます。

令和2年度都市計画税につきましては、2億5,581万円を計上してございますが、令和2年度実施の7事業にそれぞれ充当を予定するものでございます。全体の充当割合は74.7%という状況でございます。

続きまして、入湯税は25万2,000円の計上でございます。充当事業につきましては、町観光物産協会への補助金650万円に充当を見込むものでございます。事業に対しまず割合は3.9%でございます。

目的税は以上でございますが、この資料を引き続きご説明をさせていただきます。

2ページにつきましては、市町村に交付されます地方消費税交付金のうち、社会保障政策に要する経費につきまして表しているものでございます。本町では、県の試算により示されました地方消費税交付金社会保障財源化分は3億3,088万4,000円でございます。それぞれ記載してございます項目、予算科目、経費、特定財源、一般財源中引上げ分といたしまして項目ごとに整理をいたしているところでございます。

社会福祉としましては、民生費の社会福祉費、児童福祉費に、社会保険は民生費の社会福祉費へ、保健衛生は衛生費の保健衛生費へそれぞれ充当するものでございます。

3ページをお願いいたします。

こちらは、地方交付税の推移につきまして、過去10年分を表したものでございます。

Fの欄をご覧くださいと思います。

普通交付税は、平成28年から急激に減少いたしまして、平成30年度、令和元年度は不交付となりました。

なお、右側C欄、平成30年度、令和元年度をご覧くださいと思います。ここは、マイナス表記になってございますが、この額が財源超過額ということになってございます。

G欄の特別交付税でございます。

平成23年度は東日本大震災の災害復旧費の算定により額が大きくなっております。平成25年度から復興特区に係る課税免除分が補填され、また平成27年度から29年度にかけて、黒川行政事務組合の焼却炉整備に係る地方負担分が算定されまして増加が続きまして。

次に、I欄の臨時財政対策債でございます。

こちらは、平成29年度から借入れをいたしてございません。

4ページをお願いいたします。

こちらは、地方債の償還計画表と年次ごとの推移をグラフ化したものでございます。

下のグラフをご覧ください。

上の折れ線が現在高、下の棒グラフが償還の元金と利子の積み上げ、少し薄い折れ線が発行額を表しております。これまでの推移を見ますと、庁舎建設がございました平成27年度を除きまして発行額を抑制いたしましたことから、現在高が平成30年度末で約50億円まで減少いたしましたところでございます。

令和元年度につきましては、減収補てん債や災害復旧債を13億4,600万ほど発行する予定でございますので、増加に転じるような状況となっております。

令和2年度は当初予算計上の額、6億9,000万でございます。

令和3年度以降につきましては、5年度までの分につきましては想定されます投資的経費への充当を見込み、また6年度以降につきましては一定額の発行を見込んでシミュレーションしております。その状況下におきましても、グラフのピークが86億ほどとなるものでございます。なお、地方債の過去のピークにつきましては、平成10年度末の約115億円となっております。投資的経費で発行見込みという状況ではございますが、過去のピークは下回る想定をいたしてございます。

5ページをお願いいたします。

普通会計に属する基金の調書でございます。

左から4列目の平成30年度末の合計では、53億1,900万ほどでございましたが、右のほうへ3列目、令和元年度末現在高見込額につきましては、3月の補正を見込んでのものでございますが、合計で48億5,700万ほどの見込みでございます。一番右端の令和2年度末現在高見込額では、40億5,100万ほどとなる見込みでございます。

6ページにつきましては、普通会計以外の基金の調書でございます。こちらは、ご参照いただければと存じます。

7ページにつきましては、令和2年度一般会計の目的別、節別の集計の資料を添付してございますので、こちらも参照いただければと存じます。

このほか、担当課調書といたしまして、歳入歳出科目ごとの担当課を記載いたしました資料、委託料の内訳として個別業務ごとに担当課を記載しました資料を提出してございますので、審査にご活用いただければと存じます。

それでは、申し訳ございません。再度、事項別明細書15ページをお願いいたします。

2款の地方譲与税から17ページの10款までにつきましては、国の総体的な予算編成の見込みや元年度の交付金の交付実績見込み、県の試算等に基づきまして計上いたしましたところでございます。

このうち、16ページの6款をご覧いただきたいと思っております。

こちらは、法人事業税交付金でございます。昨年10月の消費税増税に合わせまして、地方法人課税の偏在是正措置としまして創設されるものでございます。国税の地方法人特別税が廃止されまして、県税の法人事業税に復元されることとなりまして、その一部につきまして、法人税割の実績に応じまして県から町に交付されるものでございます。金額的には1億7,300万の計上見込みといたしてございます。

続きまして、17ページ、11款地方特例交付金につきましては、国の政策によります住宅ローン減税などの地方税減収の補填として交付されるものでございまして、令和元年度実績見込みにより計上いたしてございます。

12款地方交付税につきましては、普通交付税は法人住民税の減少によりまして交付団体に回る試算となりますことから7,000万円を計上し、特別交付税は1億8,000万円を計上、震災復興特別交付税は東日本大震災復興特別区域法に基づきます課税免除の補填分及び黒川地域行政事務組合のマテリアルリサイクル施設整備に係る国庫補助金の地方負担分を計上いたしまして、5億7,500万円を見込むものでございます。

13款交通安全対策特別交付金につきましては、前年度同額といたしてございます。

14款1項1目民生費分担金及び2目教育費分担金につきましては、日本スポーツ振興センターに対します保護者負担分を見込んでございます。

2項1目民生費負担金、1節につきましては、特養施設への措置分、2節につきましては、もみじヶ丘保育所、認可保育園4園の保育所運営費、放課後児童クラブ延長料として保護者負担分を計上するものでございます。

18ページをお願いいたします。

15款1項1目総務使用料から6目教育使用料まで、町施設につきまして条例規定によります使用料収入を見込んでございます。

5目土木使用料の増額は、公園使用料の増額、子育て支援住宅使用料の計上によるものでございます。

19ページをお願いします。

2項1目総務手数料から4目土木手数料まで、各種手数料の収入見込額について計上いたしてございます。

16款1項1目民生費国庫負担金につきましては、1節から5節は各種給付や国保税、保険料軽減等の特別会計についての負担金となっております。このうち、2節の障害者自立支援給付費が4,500万ほど、4節の子どものための教育・保育給付費が4,000万円ほど増加いたしてございます。また、幼児保育無償化に伴い、子育てのための施設等利用交付金を新たに計上いたしましたことから、1目は増額となったものでござ

います。

2目災害復旧費国庫負担金につきましては、昨年の台風19号によります道路、橋梁、河川災害に係る負担金を計上するものでございます。

20ページをお願いいたします。

16款2項国庫補助金につきましては、おのおのの事業展開によります補助金を計上するものでございます。

1目総務費国庫補助金につきましては、1節、2節は個人番号カードの交付事業に対しまして総務省所管補助金を見込むものでございます。3節は、町民バスが基幹的路線を補完することに対しまして補助金を見込むものでございます。

2目民生費国庫補助金、1節は障害者の地域生活支援事業に対しまして補助金でございます。2節は、保育所等整備交付金、認定こども園施設整備事業費、子ども・子育て支援整備事業費を新たに計上いたしてございます。

3目衛生費国庫補助金、1節はがん検診推進事業、特定感染症検査等事業に係る事業費補助金でございます。2節は、台風19号による災害廃棄物の処理事業に係る補助金でございます。

4目土木費国庫補助金、1節は、悟溪寺橋橋梁補修、橋梁点検事業、舗装修繕事業等に係る交付金でございます。2節は、公営住宅等ストック総合改善事業に係る交付金でございます。

5目消防費国庫補助金は、災害対策に係る3事業に対する補助金でございます。

6目教育費国庫補助金は、被災者支援事業、要保護・準要保護の児童生徒援助等に対しまして交付金、補助金でございます。

7目特定防衛施設周辺整備調整交付金は、道路改良事業、水路改修事業に充当し、前年度同額を計上いたすものでございます。

21ページをお願いいたします。

16款3項1目総務費委託金、2目民生費委託金、共に国からの事務委託事業に要するものといたしまして計上するものでございます。

17款1項でございますが、1目総務費県負担金は移住支援事業に係る負担金でございます。

2目民生費県負担金の1節から5節の負担金につきましては、国と同様の内容でございますが、負担割合が異なっております。

2項県補助金につきましては、制度的な補助金、あるいは予算補助という形での計上をいたしてございます。

1目総務費県補助金、1節は、消費者行政推進に要します補助金でございます。2節は、電源立地地域におけます周辺市町村事業に対する交付金でございます。周辺市町村は10市町村ございまして、順送りで交付を受けることとなるものでございます。

22ページをお願いいたします。

2目民生費県補助金、1節は、老人クラブ助成ほか2項目への補助金でございます。2節は、地域生活支援事業ほか1事業に要します補助金でございます。3節は、乳幼児医療費ほか、子供の医療費や子育て支援に関する補助金でございます。

3目衛生費県補助金、1節は、健康増進事業などの保健事業に対します補助金でございます。

4目農林水産業費県補助金、1節は農業委員会交付金、中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払推進交付金事業など農政推進に対しましての補助金の計上でございます。

5目消防費県補助金は、住宅・建築物耐震改修事業等に対します補助金でございます。

6目教育費県補助金は、子どもの心のケアハウス事業に対します補助金でございます。

7目市町村振興総合補助金は、メニュー化されました県補助金でございますが、本年度は記載の10事業に対する補助金を見込むものでございます。

23ページをお願いします。

8目みやぎ環境交付金につきましては、小・中学校体育館照明器具、LED化工事に対します交付金でございます。

17款3項委託金につきましては、それぞれ県からの委託内容に伴いまして計上をいたすものでございます。

1目総務費委託金、1節は、権限移譲事務交付金等を見込んでございます。2節は、県民税取扱費を見込むものでございます。3節は、人口動態調査に係る委託金でございます。4節は、各種指定統計調査に係る事務の委託金でございます。

2目土木費委託金につきましては、樋管操作管理に対します委託金を見込んでございます。

3目教育費委託金、1節は、スクールソーシャルワーカー活用事業など、2節は、文化財保護に要する委託金を計上するものでございます。

18款1項1目財産貸付収入、1節につきましては、雇用促進住宅駐車場など町有財産の貸付収入を計上いたしてございます。

2目利子及び配当金につきましては、24ページにかけまして説明欄記載の基金利子を計上いたすものでございます。

18款2項1目不動産売払収入及び2目物品売払収入は、科目設定の計上でございます。

19款寄附金につきましても、1目から3目はそれぞれの費目での科目設定となっております。

4目ふるさと寄附金につきましては、元年度の実績見込みから増額計上といたしております。

25ページをお願いいたします。

20款1項1目財産区特別会計繰入金につきましては、3財産区からの事務費繰入れ及び事業費繰入金を計上するものでございます。

2目、国保特別会計繰入金につきましては、健康診査に係る繰入金でございます。

2項1目財政調整基金繰入金につきましては、財源調整といたしまして7億2,177万1,000円を繰り入れるものでございます。

2目から5目にかけての特定目的基金からの繰入金は、それぞれ令和2年度事業執行のために繰入金を計上いたしているものでございます。

21款繰越金につきましては、前年度同額を措置するものでございます。

22款1項1目延滞金及び26ページをお願いいたします。

2目加算金につきましては、科目設定でございます。

2項1目町預金利子は、歳計及び歳計外現金の利子収入を計上いたしております。

3項1目民生費貸付金元利収入は、東日本大震災に係ります災害援護資金償還金を計上するものでございます。

2目商工費貸付金元利収入は、中小企業振興資金の預託金でございます。

4項1目農業費受託事業収入は、農地中間管理機構より管理業務に対します受託収入、2目教育費受託事業収入につきましては、県スポーツ振興財団からの自転車競技場管理受託事業収入でございます。

5項雑入につきましては、主なものを申し上げます。

1目2節は、給食費納付金でございますが、1億3,100万ほどの計上でございます。

2目1節は、場外車券売場交付金を売上金の5%相当分を計上いたしてございます。

3目雑入中の金額の大きなものとしたしましては、保育所給食費561万6,000円、27ページになりますが、県環境事業公社からの小鶴沢処理場関連事業受託経費といたしまして3,515万円、地域振興事業助成金400万円、光ファイバーケーブル貸付料373万

4,000円などの計上といたしてございます。

23款の町債につきましては、先ほど予算総則の第3表で申し上げたとおりでございます。

歳入につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 (馬場久雄君)

ここで暫時休憩します。

再開は午前11時15分からいたします。

午前11時03分 休憩

午前11時16分 再開

議長 (馬場久雄君)

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、先ほどの説明で財政課長より訂正があるとのことですので、説明いただきます。財政課長千坂俊範君。

財政課長 (千坂俊範君)

大変申し訳ございませんでした。

先ほど、歳入の説明のところで、26ページの22款5項2目場外車券売場交付金でございますけれども、こちら先ほどの説明では5%の納付割合と申し上げましたが、0.5%の誤りでございますので訂正をお願いします。申し訳ございませんでした。

議長 (馬場久雄君)

それでは、総務課長後藤良春君。

総務課長 (後藤良春君)

それでは、29ページからの歳出についてご説明を申し上げます。

なお、令和2年度予算から7節賃金が削除されまして、節が繰り上がっておりますのでよろしくお願いいたします。

最初に議会費でございます。

1 款 1 項 1 目議会費でございますが、議会費につきましては、議会運営に要した 1 年間分の費用を計上しているものでございます。前年度比で579万8,000円ほどの増額となっておりますが、議員改選に伴うものが主でありまして、17名の議員から18名で算定しております。1 節は議員18名の報酬、2 節は議会事務局職員 3 名分の給与、3 節は議員18名の期末手当のほか、職員の扶養手当等でございます。4 節は、議員と職員の共済組合負担金でございます。以下、各款項目の 2 節から 4 節までの一般職、特別職、併せて会計年度職員の人件費関係につきましては、説明を省略させていただきますのでご了承をお願いいたします。7 節は、小・中学校児童生徒の議会だよりの寄稿の謝礼、8 節は、会議、研修会等出席の際の費用弁償、各常任委員会研修会等の旅費でございます。9 節は議長交際費でございます。前年と同額でございます。10 節は、事務消耗品、議会だより発行の印刷等でございます。11 節は、議員柱の書換え手数料、切手代等でございます。12 節は、議会録作成の委託料、13 節は、常任委員会等視察研修時の車借り上げ、高速道路通行料、タブレット端末等の使用料でございます。

30ページをお願いいたします。

18 節は、全国市議会議長会基地協議会、市町村議会議長会ほか 4 協議会等への負担金、政務活動費を計上しております。

次に、2 款総務費に入ります。

1 項 1 目一般管理費につきましては、一般管理費のほかに人事管理、職員厚生、公用車自動車運行、職員研修、黒川行政事務組合、行政区、総合教育会議等に要する経費を計上しております。1 節は、産業医 1 名、特別職給与等審議会委員10名の報酬、パートタイム任用職員の報酬、2 節は、フルタイム任用職員とありますけれども、育児休業等の代替職員の給与でございます。

31ページをお願いいたします。

7 節は、区長62名の報償金、顧問弁護士料、職員研修講師謝礼、退任区長に対する記念品、職員退職時の花束等の経費でございます。8 節は、総合案内、区長、特別職給与等審議会、産業医、総合教育会議審議委員の費用弁償、町長、副町長の出張用務、職員研修、区長会研修の際の費用でございます。9 節は、町長交際費でございます。10 節は、事務用品、消耗品、コピー代、新聞購読料、図書等の購入代、参考図書追録代、公用車の燃料代、区長会議のお茶代、人事管理表等の印刷代等でございます。11 節は、携帯電話通信料、ボランティア保険料、衛生管理者の申請の手数料、公用車の損害保険料、自動車損害保険料の手数料、町交通安全指導隊、公民館分館長損害総合保険、病気休暇等に対応のための主治医からの情報提供等に要する経費でございます。

12節は、職員の各種健康保険料でございます。その他、区長配達業務、公平審査委員事務委託、職員研修講師派遣の際に係る委託料、13節は、緊急時のタクシー借り上げ、有料道路の交通料、高速代でございます。あと、駐車場の使用料、官報情報検索サービスの使用料でございます。

32ページをお願いいたします。

18節は、黒川地域行政事務組合の管理運営費のほか、宮城県黒川地方町村会、県地方税滞納整理機構、市町村職員研修所、県市町村自治研修センター等の負担金、区長会への補助金でございます。

次に、2目文書広報費は、広報費でございますが、広報費は広報広聴、文書管理、情報公開等に要する経費を計上しております。1節は、情報公開審査会、個人情報保護審査会等の委員それぞれ5名分の報酬、3節は、ふるさとCMの作成に関わる職員の時間外、7節は、広報編集委員会の研修講師、その他宮城大学生徒広報記事制作の謝礼及び広報モニターに対する記念品等の経費でございます。8節は、情報公開審査会等開催に伴う委員の費用弁償、広報セミナーに参加する旅費でございます。10節は、コピー代ほか一般事務消耗品、広報「たいわ」の印刷製本代、例規集の加除データ更新費、町民懇談会開催のお茶代、PR施設の電気代等々を計上しております。11節は、一般郵便の後納配達料金、ファクシミリ通信料金、建物災害共済掛金等でございます。

33ページをお願いいたします。

13節は印刷機、ファクシミリ、例規システムの借上料、ホームサービスの利用料等でございます。18節は、日本広報協会の負担金、広報セミナー参加負担金でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長 (馬場久雄君)

財政課長千坂俊範君。

財政課長 (千坂俊範君)

続きまして、3目財政管理費でございます。

財政一般管理費を計上いたしてございます。

1節につきましては、入札参加資格申請受付事務のパート任用に係るものでございます。7節につきましては、入札監視委員会委員5名、会議2回分を計上いたしてご

ございます。8節につきましては、パート任用の通勤手当でございます。10節につきましては、図書代、コピー等の消耗品類、会議時のお茶代として食糧費を、予算書及び決算の成果書の印刷製本費を計上いたしてございます。12節につきましては、統一的な基準による財務書類整備支援、システム保守業務の委託料を計上してございます。18節につきましては、地方財務協会への負担金でございます。24節につきましては、自治法241条の規定によります所管基金への利子を積み立てるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

会計管理者兼会計課長三浦伸博君。

会計管理者兼会計課長 （三浦伸博君）

続きまして、4目会計管理費でございます。

会計一般管理に要する経費を計上してございます。

10節につきましては、消耗品費といたしまして、コピー料金、参考図書代、伝票用紙等の購入に要する費用を、印刷製本費といたしましては、決算書、請求書、名入り封筒等の印刷に要する費用でございます。11節につきましては、通信運搬費といたしまして電話料金を、手数料につきましては、公金取扱手数料、送金の際に利用をいたしますセブンメイトサービス手数料及び残高証明発行手数料、公共料金口座引き落とし手数料等の計上をいたしてございます。12節につきましては、会計課及び杜の丘出張所で収納をいたしました公金、納付割賦等を指定金融機関まで警備輸送をいたします業務の経費を計上してございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

財政課長千坂俊範君。

財政課長 （千坂俊範君）

5目財産管理費でございます。

事業内訳に記載してございます施設や公用車等に関する維持管理費用を計上するものでございます。

34ページをお願いいたします。

1節につきましては、吉田コミュニティセンターのパートタイム任用に係るものでございます。3節につきましては、パートタイム任用の期末手当でございます。7節につきましては、施設の清掃、巡視に係る報償金でございます。10節につきましては、公用車及び庁舎並びに各施設管理の消耗品、各課共用の公用車14台分の燃料費、光熱費につきましては、庁舎等3施設の電気料及び上水道使用料を計上してございます。修繕料につきましては、各施設庁舎の小破修繕料、公用車の整備料等を計上いたしてございます。11節につきましては、通信運搬費は役場庁舎と各施設の電話料、手数料につきましては、タイヤ交換手数料の計上でございます。火災保険料につきましては、各施設及び庁舎の火災共済掛金、自動車損害保険料につきましては、共用公用車の自賠責保険、自動車保険、保険料につきましては、施設の賠償責任保険料を計上いたしてございます。12節につきましては、地域に依頼しております施設等の管理業務、施設や町有地の除草業務、庁舎敷地内の除草、芝生管理等の経費、各施設や庁舎の清掃、警備等の管理業務及び設備点検業務について計上をいたしてございます。13節につきましては、土地使用料が吉岡コミュニティセンターの通路敷地の借上料を計上するものでございます。機械借上料はAEDの借上料、車借上料につきましては公用自動車のリース代、テレビ聴視料につきましては、庁舎や各施設に設置してございますテレビに係る受信料でございます。駐車場使用料は出張時の駐車料金でございます。14節につきましては、吉田コミュニティセンターのトイレ等補修工事、庁舎の自動ドア防護柵工事、鶴巣防災センターの照明等修繕工事について計上いたしてございます。17節につきましては、庁舎管理用備品の購入費でございます。18節につきましては、講習受講料、防火管理協議会への負担金でございます。26節につきましては、公用車車検2台分の自動車重量税を計上いたしてございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

まちづくり政策課長千葉正義君。

まちづくり政策課長 （千葉正義君）

続きまして、6目企画費でございます。

企画費につきましては、企画全般に係るもの、防衛施設周辺整備対策、町民バス・デマンドタクシーの運行事業、移住定住促進事業、ふるさと寄附事業、そして総合計画の策定に要する経費を計上いたしているところでございます。

令和2年度の米軍実弾射撃移転訓練の日程につきましては、防衛省からの公表が今現在されておりませんので、分かり次第、議員の皆様にご報告させていただきます。

それでは、初めに1節につきましては、総合計画審議会委員20人分の報酬で、3回の会議を予定しております。3節につきましては、米軍実弾射撃移転訓練の業務及び総合計画策定に係ります庁内組織プロジェクトプランニングチームの時間外勤務手当でございます。7節につきましては、指定管理者選考に係る外部委員の報償金、地域公共交通会議への謝金、総合計画策定懇談会委員の謝礼及びふるさと寄附金額3,600万円の30%に相当します1,080万円を返礼品分として計上いたしております。8節につきましては、総合計画審議会委員の費用弁償、地方創生に係ります先進地視察の旅費を計上いたしております。10節につきましては、事務消耗品のほか町民バス3台分のタイヤ代、町民バス・デマンドタクシーの新たな時刻表の印刷、総合計画住民アンケート及び移住定住ガイドブックの印刷、各種会議の際のお茶代、町民バスの車検整備等及びテレビ共同受信施設の修繕料でございます。11節につきましては、総合計画住民アンケートの回収に係ります郵便料、ふるさと寄附金に係りますポータルサイトの広告料、寄附金のクレジットカード決済の手数料、テレビ共同受信施設の火災保険料、町民バス自動車車検の申請手数料及び自賠責保険料でございます。12節につきましては、町民バス・デマンドタクシーの運転業務のほか、総合計画、国土利用計画の策定業務、ふるさと納税の返礼品の調達、発送、関係書類の発行、郵送等のふるさと納税促進業務及び光ファイバー網の保守点検業務に係るものでございます。13節は、先進地視察の際のレンタカー、高速道路の利用に係るもののほか、光ファイバー網の電柱共架に係ります電柱使用料、町民バス運行に係る緊急時の台車借上料、デマンドタクシー運行管理システムの利用料でございます。14節は、テレビ共同受信施設供架線の移設工事及び3か年で整備することとしておりますまほろば百選の標柱更新、新設に係ります工事請負費でございます。17節につきましては、平成30年度から行っております町民バス停留所の標識12基の購入に要するものでございます。18節につきましては、負担金といたしまして仙台都市圏広域行政推進協議会のほか11団体への負担金でございます。

36ページをお願いします。

補助金につきましては、まちづくり活動推進会、ふるさと産品開発協議会、鶴巣地域振興協議会への活動補助及び高等学校通学費の助成、子育て世帯移住・定住応援事業、三世帯同居応援事業の補助金及び宮城県の移住支援事業として首都圏からの地方へのU・I・Jターンにより就職、移住した方へ1件100万円の補助を見込んでおり

ます。そのほか、新規に空き家等利活用事業といたしまして、空き家バンクに登録している空き家の家財等の片づけとして最大10万円の補助を5件、築20年以上の空き家を購入する子育て世帯に最大50万円の補助を2件見込むものでございます。そして、子育て支援住宅入居に係ります入居時の奨励金として1件20万円、子育て応援奨励として月額最大1万円を助成するものでございます。24節につきましては、ふるさと寄附金収入3,600万円から寄附金に係る費用を差し引いた1,456万5,000円を利子も含め、ふるさと応援基金へ、そして防衛施設周辺調整交付金、基金の利子を積立てするものでございます。26節につきましては、町民バス3台分の自動車重量税でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 (馬場久雄君)

総務課長後藤良春君。

総務課長 (後藤良春君)

引き続き、7日電子計算費でございます。

電子計算費につきましては、電算機器及び各種システムの管理運営に要する経費でございます。10節は、電算関係の用紙類、プリンタートナー、データカートリッジ等の消耗品等に要する経費でございます。11節は、インターネット接続回線使用料、ホームページ回線使用料、本庁と出先機関との回線使用料等でございます。12節は、ソフトウェアのライセンス更新料のほか、電算業務処理に伴うハードウェアの総合保守、各種電算システム運用に伴うソフトウェアの保守、町ホームページや自治体情報システム強靱化向上対策システムの運用保守料でございます。

37ページをお願いいたします。

13節は、住民基本台帳システム、財務会計システム、人事給与システムなど情報処理と情報管理を行うための基幹システム等の機器類の借上料と利用料でございます。14節は、サーバー室ドアの工事に要するものでございまして、サーバー室に今後職員を配置しないような考えでありますので、廊下からサーバー室なんかが見えるようにする、ドアをガラス状にするための工事でございます。18節は、県高度情報化推進協議会負担金、市町村電子申請システム、自治体情報セキュリティクラウドの共同利用に係る負担金と特定個人情報関連事務委任交付金でございます。以上でございます。

議 長 (馬場久雄君)

町民生活課長村田良昭君。

町民生活課長（村田良昭君）

それでは、8目出張所費につきましては、杜の丘出張所の管理事務費を計上したものでございます。8節は職員の旅費、10節はコピー、事務用品代でございます。12節は、レジスターの点検料でございます。よろしく申し上げます。

議長（馬場久雄君）

総務課危機対策室長蜂谷祐士君。

総務課危機対策室長（蜂谷祐士君）

次に、9目交通対策費につきましては、交通安全対策事業に要する経費でございます。7節は、交通安全指導員28名分の報償金であります。8節は、交通安全指導員の出勤手当でありまして、実績見合いで延べ700回を計上しております。10節は、春と秋の交通安全県民総ぐるみ運動の啓発用リーフレット代、交通安全指導員の装備用品、新入生用黄色い帽子購入、交通安全啓発用看板購入等に要する経費及び交通安全広報車2台分の法定点検に伴う修繕料でございます。11節は、交通安全指導員に係る交通災害保険料及び交通安全広報車保険料などでございます。18節は、町交通安全推進協議会及び黒川地区交通安全推進連絡協議会への負担金、黒川地区交通安全協会、大和町内の7支部への活動助成金、アクセル踏み間違い防止装置設置等助成の補助金であります。

次に、10目無線放送施設管理費につきましては、町内に設置しております防災無線放送用機器の管理運営にする経費であります。

38ページをお願いいたします。

10節は、防災無線子局及び再送送信局の電気料及び修理代等であります。11節は、黒川消防本部との専用回線使用料でございます。12節は、積載無線機移設委託、防災無線放送施設及びJアラート機器の年間保守点検委託料でございます。13節は、長者館山再送信局管理用道路の土地利用借上料でございます。18節は、電波料になります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（馬場久雄君）

総務課長後藤良春君。

総務課長 （後藤良春君）

次に、11目女性行政推進事業費につきましては、男女共同参画推進プランに基づく事業の推進に要する経費でございます。1節は、男女共同参画推進審議会委員10名分の報酬、7節は、男女共同参画研修会の講師謝礼、8節は、審議会開催時の委員の費用弁償、10節は、事務消耗品代、会議におけるお茶代等でございます。

次に、12目消費者行政推進事業費につきましては、消費生活相談員を配置して、相談窓口の開設及び消費生活講座などの啓発に要する経費でございます。1節は、消費生活相談員1名分、パートタイム会計年度任用職員でありますけれども、その報酬、7節は、消費生活講座の講師謝礼、8節は、消費生活相談員の費用弁償、10節は、啓発用品の購入、啓発リーフレット作成等の経費でございます。18節は、県市町村消費生活相談員連絡協議会への負担金でございます。

次に、13目諸費につきましては、総務課分所管の予算について説明を申し上げます。

総務課所管分といたしましては、人権相談、行政相談、町功労者の表彰、防犯対策と結婚支援事業に要する経費でございます。

39ページをお願いいたします。

1節は、表彰審査委員会委員6名分の報酬、7節は、結婚支援者養成セミナーの講師謝礼、婚活イベントを通じて成婚されたカップルに対するプレゼント、仲人による成婚報酬、人権作文コンクール参加費、町政功労感謝の言葉の受賞者に対する記念品代等でございます。8節は、表彰審査委員の費用弁償、10節は、人権啓発用品、社会を明るくする運動啓発用品や表彰式、婚活イベントでの消耗品、表彰式色紙代、人権・社会を明るくする運動周知用パンフレット印刷代、車への掲示用の防犯バックネット板や庁内設置しております防犯カメラの電気料でございます。11節は、表彰式の案内、婚活イベント開催案内のはがき代、全国町村会総合賠償保障保険料等でございます。12節は、防犯カメラ保守点検業務の委託料、婚活イベント企画運営事業の委託料でございます。13節は、婚活イベント参加者送迎用のバスの借上料、婚活の会場の借上料でございます。14節は、町内の通学路に計画しております防犯カメラ2基の創設工事費でございます。18節は、県山岳遭難防止対策協議会大和支部から宮城青年婚活サポートセンターまでの9団体への負担金、40ページになります。補助金の一番下になりますけれども、町防犯協会への補助金でございます。以上でございます。

議長 （馬場久雄君）

財政課長千坂俊範君。

財政課長（千坂俊範君）

それでは、39ページに一度お戻りを頂きたいと思います。

13目諸費のうち、財政課所管の財産区地域振興費につきましてご説明させていただきます。

13節の土地借上料でございます。宮床地区駐車場用地の借上料を計上してございます。

40ページをお願いいたします。

補助金のうち、一番上に記載のございます七ツ森観光協会から宮床遺族会までがそれぞれの財産区から事業費繰入れを受けまして、地域振興に資する補助金といたしまして交付いたすものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長（馬場久雄君）

町民生活課長村田良昭君。

町民生活課長（村田良昭君）

また39ページのほうに戻っていただきたいと思います。

町民生活課分で、自衛官募集の事務費ということで6万2,000円でございます。8節については、事務担当者会議の旅費、10節につきましては消耗品、11節につきましては、自衛官募集事務の通信運搬費でございます。

40ページをお願いします。

18節の補助金につきましては、自衛隊の家族会への補助金3万円でございます。以上です。

議 長（馬場久雄君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

それでは、すみません、再度39ページのほうにお戻りを頂きたいと思います。

都市建設課所管の防犯灯対策費に関します費用についてご説明を申し上げます。

都市建設課につきましては、防犯灯の維持管理及び設置に係ります費用でございます。10節につきましては、防犯灯数2,489灯分の電気料及び修繕に要します費用でございます。14節につきましては、電柱への添架17基の新設に要します費用189万6,000円をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

税務課長千葉喜一君。

税務課長 (千葉喜一君)

それでは、40ページをお願いいたします。

2項徴税费でございます。

1目税務総務費につきましては、税務事務の管理費及び税務諸証明交付事務等に要する経費を計上しておりますのでございます。1節報酬、41ページの8節旅費及び13節につきましては、総務課所管となります固定資産評価審査委員会の委員3名分の報酬及び費用弁償でありまして、13節につきましては、研修会移動時の有料道路通行料等でございます。10節は、評価審査委員会研修時の資料代のほか、参考図書追録代、コピー代、事務消耗品及び税務証明書用紙等の印刷費用でございます。18節でございますが、負担金といたしまして仙台北税務署管内地区税務協議会、財団法人資産評価システム研究センター及び宮城県軽自動車等運営協議会への負担金でございます。補助金につきましては、大和町納税貯蓄組合連合会及び宮城県たばこ販売協同組合女性部黒川支部への補助金でございます。

次に、2目賦課徴収費でございます。

賦課徴収費につきましては、住民税、固定資産税、軽自動車税等の課税事務、申告相談事務、土地、家屋の評価事務及び徴収事務等に要する費用を計上しております。

1節は、収納事務に係りますパートタイム任用職員への報酬でございます。7節は、賞賜金といたしまして納税推進ポスター募集に係る記念品代、報奨金は、納税貯蓄組合71組合に対する完納報奨金でございます。8節は、任用職員の通勤手当、納税貯蓄組合連合会の研修会に要する費用でございます。10節は、事務用品代のほか、住民税、固定資産税、軽自動車税等の納税通知書及び徴収事務に係る督促・催告状の印刷代、公用車の点検整備、燃料代、納税表彰式の際のお茶代等に要する費用でございます。11節でございます。還付通知用のはがき代のほか、口座振替、コンビニクレジット及

び4月から利用予定でございますスマホ収納等に係る手数料、軽自動車の賦課資料情報提供及び軽自動車税環境性能割取扱手数料、土地家屋の登記事項証明書の発行手数料、自動車損害保険料に要する費用でございます。12節につきましては、令和3年度税制改正対応業務、個人住民税データ標準レイアウト改正対応業務、軽自動車税の納税通知書と発送業務、土地評価標準地下落修正業務、評価替えに向けた固定資産評価支援業務、標準宅地不動産鑑定評価業務、滞納管理システム保守に係る業務委託料を計上しているものでございます。

42ページをお願いいたします。

13節につきましては、確定申告支援システムの更新、固定資産管理、家屋評価システム、滞納管理システムに係ります機械借上料、共通納税システム、地方税電子申告システムのサービス利用料、有料道路、駐車場の使用料に要する費用でございます。18節は、地方税電子化協議会等への負担金でございます。22節は、法人を含む住民税、固定資産税等の税額の修正等によります過年度分の還付金及び還付加算金に要する費用でございます。

なお、委託料の内訳につきましては、別添資料の2ページに記載をしておりますので、ご参照をお願いいたします。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長村田良昭君。

町民生活課長 （村田良昭君）

それでは、3項1目戸籍住民基本台帳費は、町民生活課の窓口での各証明手続及びコンビニ交付に要する経費でございます。8節につきましては、コンビニ交付実施に伴いJ-LISのほうに、地方公共団体情報システム機構をJ-LISといいますけれども、調整のために2名の職員が1回打合せに行く旅費でございます。10節につきましては、プリンターとナーとコピー代、各種証明申請書の印刷代などでございます。

43ページをお願いいたします。

11節は、電話料、ファクス回線使用料、コンビニ交付の手数料などでございます。12節は、戸籍システムの番号制度連携対応の業務及びコンビニ交付システムの保守、戸籍総合システムの保守料、マイナンバーカード裏面プリンターの保守料、13節は、戸籍総合システム、マイナンバーカードのプリンターの借上料でございます。17節は、

携帯用の個人番号カード申請タブレットとプリンターの購入費でございます。18節につきましては、県戸籍住基事務協議会とコンビニ交付のためのJ-LISへの負担金、あと個人番号カード関連事務の委託に係る交付金でございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

ここで暫時休憩します。

再開は午後1時からといたします。

午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開

議長（馬場久雄君）

再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長後藤良春君。

総務課長（後藤良春君）

それでは、午後の分よろしくお願いいたします。

引き続き43ページをお願いいたします。

次に、4項選挙費、1目選挙管理委員会費でございます。

1節、8節は、選挙管理委員4名分の報酬と費用弁償でございます。10節は、参考図書等の購入代、選挙管理委員会、封筒印刷代です。12節は、投票管理システム保守業務の委託料でございます。17節は、選挙用のプリンターの購入費用でございます。

次に、2目選挙啓発費でございます。

7節は、選挙啓発ポスターコンクールの記念品代でございます。8節は明るい選挙推進大会等に参加する際の費用弁償、13節は研修会参加の際の駐車場の使用料でございます。以上でございます。

議長（馬場久雄君）

まちづくり政策課長千葉正義君。

まちづくり政策課長（千葉正義君）

続きまして、44ページをお願いします。

5項1目統計調査費でございます。

令和2年度に実施されます統計調査は、6月1日を基準日として毎年行われます工業統計調査のほか、10月1日調査期日の国勢調査が実施されます。国勢調査は、西暦の末尾がゼロの年は大規模調査、5の年が簡易調査とされ、今回は大規模調査の年に当たります。そのほか、令和3年に調査を行います経済センサス活動調査の実施準備に要します費用を計上いたしているものでございます。

初めに、1節につきましては、工業統計の調査員5人、国勢調査では指導員を19人、調査員を125人に係ります報酬でございます。2節、3節、4節は、各指定統計に従事します会計年度任用職員に係ります給料等及び各統計調査に係ります担当職員の時間外勤務手当でございます。7節は、国勢調査協力団体への謝礼でございます。8節は、各指定統計の調査員、指導員への費用弁償でございます。10節につきましては、統計調査に要します事務消耗品、会議の際のお茶代等でございます。11節は、調査員の事務連絡等の郵便料及び電話料でございます。12節につきましては、国勢調査におきまして、特別養護老人ホーム等への調査委託に要しますものでございます。13節は、国勢調査の調査員が使用します参考地図に、住宅地図を使用するための著作権使用料でございます。18節につきましては、県統計協会への負担金及び大和町統計調査委員協議会への補助金でございます。

以上でございます。よろしくをお願いします。

議長 (馬場久雄君)

総務課長後藤良春君。

総務課長 (後藤良春君)

次に、6項1目監査委員費でございます。監査委員2名、職員1名によります年間の監査に要する経費を計上しております。例月出納検査、随時監査、定期監査、決算審査、財政援助団体等への監査を予定し、その監査に要する年間の経費を計上しております。

1節は、監査委員2名分の報酬。

45ページをお願いいたします。

8節は、監査委員の費用弁償と庁外研修視察等の旅費でございます。10節は、参考図書の購入代、研修テキスト代金、18節は、宮城黒川地方町村監査委員協議会への負

担金でございます。以上でございます。

議長（馬場久雄君）

福祉課長吉川裕幸君。

福祉課長（吉川裕幸君）

続きまして、3款民生費、1項社会福祉費でございます。

1目社会福祉総務費につきましては、社会福祉協議会及びボランティアセンターへの運営補助、日赤宮城県支部事業及び民生委員児童委員協議会への助成、生活保護事務費、セラピー広場管理業務、国民健康保険事業勘定特別会計の繰り出しなどの経費でございます。

1節につきましては、民生委員推薦会委員及び日赤大和町分区事務補助、生活保護相談に要しますパートタイム任用職員報酬でございます。7節につきましては、地域福祉計画推進協議会委員の報償金及び研修会講師謝礼等に要します費用でございます。8節につきましては、民生委員推薦会、パートタイム任用職員に係る費用弁償及び研修会講師旅費でございます。

46ページをお願いいたします。

10節につきましては、事務用品に係る消耗品のほか、公用車燃料費及び車検整備代、各種会議開催時のお茶代に要します費用でございます。11節につきましては、電話料等の通信運搬費、行旅死亡人に係る広告料、死体検案書等の手数料、公用車車検手数料、自動車損害保険料等でございます。12節につきましては、行旅死亡人に係ります火葬業務及びセラピー広場管理業務等に係る委託料でございます。18節につきましては、社会福祉協議会、ボランティアセンター、民生委員協議会、遺族への補助金でございます。19節につきましては、火災等の災害一時扶助及び不動産への一時扶助に要する費用でございます。24節につきましては、長寿社会対策基金の利子積立金でございます。26節につきましては、公用車の重量税、27節につきましては、国民健康保険事業勘定特別会計の法定ルール内での繰出金でございます。

続きまして、2目老人福祉費につきましては、老人保護措置費、いきいきサロン事業、老人クラブ支援、大和町シルバー人材センター支援、敬老事業、高齢者生活支援事業並びに高齢者タクシー助成事業に要する費用でございます。

7節につきましては、敬老会アトラクション出演謝礼に係る報償金及び敬老者への記念品に係ります賞賜金に要します費用でございます。10節につきましては、事務用

品等のほか、敬老会に係ります食糧費、敬老会名簿、高齢者タクシー助成券の印刷費などに要します費用でございます。11節につきましては、敬老会案内状の郵送料のほか、タクシー助成券について窓口交付のほかに、来年度より実施を予定しております郵送交付に伴います郵送料、敬老祝い金振込手数料などがございます。

47ページでございます。

12節につきましては、高齢者生活支援事業といたしまして、寝具洗濯乾燥消毒サービス及び軽度生活援助事業に要します費用でございます。13節につきましては、研修会の際の駐車場使用料でございます。18節につきましては、負担金といたしまして、宮城県シルバー人材センター連合会賛助会費及び黒川地域行政事務組合の老人ホーム入所判定委員会経費としての負担金でございます。補助金といたしまして、地域福祉活性化事業のとなりぐみ生き生きサロンへの補助金、大和町シルバー人材センターへの活動支援補助、社会福祉法人が運営いたします特別養護老人ホーム入所者等への利用者負担軽減措置としての介護保険低所得者利用者負担軽減対策事業費、老人クラブ及び老人クラブ連合会への補助金でございます。19節につきましては、80歳以上の敬老者への敬老祝金及び100歳を迎えられます方への特別敬老祝金、要介護認定3以上の対象者への介護用品購入費助成事業、養護老人ホーム入所者に係る老人保護措置費に係る費用及び高齢者タクシー利用助成費でございます。27節につきましては、介護保険事業勘定特別会計の必要経費を繰り出すものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長村田良昭君。

町民生活課長 （村田良昭君）

それでは、3目国民年金費は、国からの委託事務であり、国民年金事務に要する費用でございます。

10節につきましては、関係の法令の追録代と消耗品、あと11節につきましては、郵便料金等の通信費でございます。よろしく願いします。

議 長 （馬場久雄君）

健康支援課長櫻井修一君。

続きまして、4目障害者福祉費でございます。障害福祉の主な事業といたしましては、障害者総合支援法に基づきます身体、知的、精神の3障害及び障害児への自立支援給付、地域生活支援事業、交通費助成事業などの生活支援に要する経費でございます。前年度と比較しまして1億300万ほどの増額となりますが、自立支援給付の利用者増に伴います伸びにより増額と、障害者福祉計画及び障害児福祉計画の見直しによるものでございます。

1節につきましては、来庁しました聴覚障害者への窓口手続に対応します手話通訳者、相談業務に対しましての心理相談員、事務補助員などのパートタイム会計年度任用職員の報酬でございます。

48ページをお願いいたします。

7節につきましては、身体及び知的障害者相談員4名、障害者福祉計画推進協議会委員12名、障害者福祉講習会講師、障害者支援区分認定調査員等への報償金でございます。8節につきましては、認定調査員の費用弁償及び手話通訳者の交通費でございます。10節につきましては、コピー料金、参考図書などの事務消耗品のほか、会議の際のお茶代、障害福祉サービスガイドブック200冊及びヘルプカード1,500枚、タクシー利用券等の印刷製本に要します費用でございます。11節につきましては、福祉タクシー利用助成券の郵送料のほか、主治医意見書の作成手数料、宮城県国保連合会への介護給付費等請求審査支払手数料等でございます。12節につきましては、第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画策定業務、障害福祉サービスシステムの保守業務、障害者相談支援事業、移動支援事業、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業等及び黒川4か町村で業務委託をします緊急時支援体制整備事業、ひだまりの丘で活動を行っている地域活動支援センター、工房ななつもりでございますが、の運営に要します委託料でございます。13節につきましては、認定調査時に要します有料道路通行料及び駐車場使用料、福祉サービスシステムの借上料でございます。18節につきましては、負担金といたしまして、黒川行政事務組合に障害者自立支援審査会の運営負担金、補助金といたしましては、町身体障害者福祉協議会及び手をつなぐ育成会の運営補助、自動車運転免許取得4件、自動車改造に対します助成1件、自発的活動支援団体、2団体への助成でございます。19節につきましては、特殊マット、ストマ装具、電気式たん吸引器などの重度障害者の日常生活用具給付、人工透析者の入院及び通院におきます更生医療給付、義足及び車椅子、補聴器などの補装具給付、在宅酸素療法者酸素濃縮器利用者に対します使用電気料の助成、居宅及び療養介護、グループホーム、施

設入所支援などの障害福祉サービス、障害児の発達支援及び放課後デイサービスなどの障害児通所サービス、難聴児の補聴器購入に対します助成並びに福祉タクシー利用助成、新規といたしまして、慢性特定疾病の児童に対します電気式たん吸引器や人工鼻などの日常生活用具給付に要します費用でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

福祉課長吉川裕幸君。

福祉課長 （吉川裕幸君）

続きまして、5目ひだまりの丘管理費でございます。保健福祉総合センターの管理運営及び修繕等に要する費用でございます。

10節につきましては、センターの維持管理に要する消耗品、燃料費及び電気、上下水道等の光熱水費、設備機械の小破修繕費でございます。11節につきましては、電話料、受水槽に係ります水質検査手数料、施設火災保険料でございます。12節につきましては、センターの総合案内、公衆浴場管理、機械設備保守点検などに係ります業務委託及び除草作業等の施設管理に要します委託料でございます。13節につきましては、業務用食器洗浄の借上料及びテレビ受信料でございます。14節につきましては、暖房設備に係ります自動制御用温度指示調節器交換、公衆浴場に係ります冷温水器部品交換等に要します費用でございます。18節につきましては、黒川地区防火管理協議会及び危険物安全協会への負担金でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長村田良昭君。

町民生活課長 （村田良昭君）

それでは、6目の後期高齢者福祉総務費でございます。

18節は、県後期高齢者医療広域連合への市町村共通経費と医療費給付費負担金でございます。27節につきましては、後期高齢者医療特別会計の法定ルール内での繰り出しでございます。よろしく願いいたします。

議長（馬場久雄君）

子育て支援課長小野政則君。

子育て支援課長（小野政則君）

続きまして、2項1目児童福祉総務費でございます。児童福祉総務費につきましては、児童福祉総務費、特別児童扶養手当等事務、あんしん子育て医療費助成事業、心身障害者医療費助成、児童遊園等管理費、子ども虐待防止推進費、児童手当事務費、未熟児養育医療給付事業、子ども・子育て支援対策費、幼稚園就園奨励・教育振興費、児童支援センター事業に要する経費でございます。

50ページをお願いいたします。

1節については、事務補助員等会計年度任用職員と子ども・子育て会議委員18名に対します報酬でございます。7節については、虐待防止研修会講師謝金、虐待防止対策地域連絡協議会委員謝礼及びことばの教室講師謝礼でございます。ことばの教室の開催日程につきましては週2回とし、指導対象児童数は12名を予定しております。8節については、会計年度任用職員、子ども・子育て会議委員の費用弁償と虐待防止対策地域連絡協議会の旅費でございます。10節は、図書購入代、コピー代等の消耗品、公用車の燃料代、会議用のお茶代、子育て情報誌「ぽっかぽか」の印刷製本費、さらに5か所の児童遊園等の管理に要します光熱水費及び小破修繕でございます。11節については、郵便料等の通信運搬費、手数料については児童遊園の水道開栓手数料、公用車自動車損害保険、児童支援センターの施設賠償保険でございます。12節は、児童支援センター運營業務、あんしん子育て医療給付及び未熟児医療給付の審査及び支払い業務、児童遊園の遊具点検業務及び除草作業業務、樹木剪定業務、児童福祉施設長寿命化計画策定業務、児童支援センターエアコン及びタイルカーペットのクリーニング業務に要する費用でございます。13節については、私立幼稚園就園奨励費補助システム機器リース代、児童福祉担当者研修会及び会議の際の有料道路通行料及び駐車場の使用料でございます。18節については、幼稚園教育振興補助金として、町内にあります幼稚園の補助と、低所得者及び第3子を対象とする幼稚園児童に係る副食費の助成と、子育て支援サークルへの補助でございます。19節については、あんしん子育て医療費及び心身障害者医療費、未熟児養育医療費として助成をいたすものでございます。

続きまして、2目児童措置費のうち、子育て支援課所管の児童手当支給事業について説明をいたします。ゼロ歳から15歳までの約4,000名の12か月分の児童手当の支給

事務に要する経費でございます。

1節と8節については、会計年度任用職員の児童手当支給事務補助員の報酬及び費用弁償でございます。10節は、コピー代、事務用品購入代等の消耗品、児童手当現況届用の封筒の印刷費、11節については、児童手当現況届通知書等送付の郵便料でございます。12節については、特定個人情報連携に対応するための児童手当システム改修に要する経費でございます。13節については、児童手当システムのパソコンの借り上げに要する費用でございます。19節については、児童手当の支給費でございます。以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長村田良昭君。

町民生活課長 （村田良昭君）

それでは、町民生活分でございます。誕生祝いの事業と、記念色紙に要する経費11万2,000円と、第3子以降の育児支援に要する経費1,028万1,000円であります。

10節につきましては、台紙及びメッセージカードの印刷代、あと消耗品でございます。19節は、第3子以降の出生、小学校・中学校入学の祝い金でございます。よろしくをお願いします。

議 長 （馬場久雄君）

子育て支援課長小野政則君。

子育て支援課長 （小野政則君）

続きまして、3目母子福祉費につきまして、主に母子・父子家庭医療費助成に要する経費でございます。

10節については、コピー代、事務用品購入等の消耗品費、受給者証等の印刷製本費、11節については、受給者証等送付の郵便料でございます。18節につきましては、大和町母子福祉会への補助金でございます。19節につきましては、母子・父子家庭への医療費の助成でございます。

続きまして、4目保育所費につきまして、もみじヶ丘保育所の管理運営費と、私立保育園であります菜の花、すぎのこ、杜の丘、すみれの花の各保育園への運営委託と、幼児教育・保育の無償化や一時預かり、延長保育等に要する経費でございます。

1節については、もみじヶ丘保育所、保育士、用務員に係る会計年度任用職員及び嘱託医の小児科医師及び歯科医師に対する報酬でございます。3節につきましては、会計年度任用職員の期末手当も含まれております。7節につきましては、保育所入所選考会での選考委員への報償金と、もみじヶ丘保育所への入所対象の児童に対する記念品、運動会時の賞品等に要する経費でございます。8節につきましては、会計年度任用職員の費用弁償と保育士等の研修の旅費でございます。10節につきましては、教材費等消耗品費、灯油、プロパンガスの燃料費、子育て文集の印刷製本費、来客用のお茶代、電気料等の光熱水費、小破修繕、給食の賄い材料でございます。11節につきましては、電話等の通信運搬費、コンビニ収納の手数料及びエアコン等の清掃手数料、建物火災保険でございます。12節につきましては、菜の花保育園、すぎのこ保育園、杜の丘保育園、すみれの花保育園の運営委託、もみじヶ丘保育所に関する給食調理業務、清掃業務、除草業務、消防施設点検、警備業務に要する費用と、病後児保育施設整備に係る工事監理業務に要する費用となります。13節につきましては、保育業務システム、もみじヶ丘保育所のAED並びに印刷機のリース料、遠足時のバスの借上料、もみじヶ丘保育所の清掃用具の借上料でございます。14節につきましては、病後児保育施設整備に要する費用と、もみじヶ丘保育所高圧電気機器交換に要する経費でございます。17節につきましては、もみじヶ丘保育所高層器具及び暖房機などを購入するものでございます。18節につきましては、病後児保育施設の水道加入金、小規模保育園、事業所内保育園、さらには幼児教育・保育無償化の給付負担金及び日本保育園保健協議会、黒川地区防火管理協議会等の各協議会、研修会に係る負担金でございます。補助金につきましては、認可外保育所に対して運営経費の一部助成及び認可保育園に入所できず待機となった児童が認可外保育所施設を利用した場合、利用料の一部を保護者に対して行うものです。企業主導型保育施設を利用している多子世帯についての保育料の一部を行うもの、また一時預かり及び延長保育、障害児保育、地域子育て支援拠点事業などに係る運営費の一部を私立保育園へ補助を行うものです。また、認定こども園の施設整備に係る工事費の一部を事業者へ補助を行うものでございます。

5目児童館費につきましては、7館の児童館の運営管理に要する費用と、放課後児童対策としての放課後児童クラブの運営に要する費用でございます。

1節につきましては、7館の児童館の運営協議会委員と会計年度任用職員の報酬でございます。3節につきましては、会計年度任用職員の期末手当も含まれております。7節につきましては、各児童館事業の講師謝金でございます。8節につきましては、職員研修旅費、児童館運営協議会委員と会計年度任用職員の費用弁償でございます。

10節につきましては、児童クラブ、教材費、コピー代等の消耗品、児童館施設管理に要する燃料費、来客用のお茶代、水道等の光熱水費、各児童館の小破修繕費でございます。11節につきましては、電話料、切手代等の通信運搬費及びピアノの調律等の手数料、施設の火災保険、施設賠償責任保険でございます。12節につきましては、吉岡放課後児童クラブ及び吉岡児童館、もみじヶ丘児童館、杜の丘児童館の運営委託、各児童館の消防施設やエアコンの点検、宮床児童館の警備業務委託などに要する経費でございます。13節につきましては、各児童館のAEDや印刷のリース料及び宮床児童館の清掃用具の借上料でございます。17節につきましては、宮床児童館において暖房機の更新を行うもので、吉田児童館においては、高層器具、加湿器の購入を行うもの、落合児童館においては、幼児用の椅子とテーブルを更新するものでございます。18節につきましては、宮城県児童館連絡協議会、黒川地区防火管理協議会、防火管理講習会への負担金、補助金につきましては、放課後児童支援員処遇改善補助金及び各児童館の母親クラブへの補助金でございます。

よろしく申し上げます。

議長（馬場久雄君）

健康支援課長櫻井修一君。

健康支援課長（櫻井修一君）

続きまして、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費でございます。保健衛生総務費の主なものといたしましては、母子保健、乳幼児各種健診、出産祝い品贈呈事業、栄養改善、健康づくり推進、健康たいわ21プラン、自殺予防対策、黒川地域行政事務組合への負担金、水道事業への出資及び繰り出し、合併処理浄化槽特別会計への繰り出し等に要するものでございます。

56ページをお願いいたします。

1節につきましては、食育推進会議委員11名、乳幼児健康診査及び育児相談、訪問指導等に係る保健師、看護師、歯科衛生士、助産師、心理相談員などのパートタイム会計年度任用職員の報酬でございます。7節につきましては、保健推進員75名、乳幼児健診及び歯科健診などの際の医師、新生児訪問の際の保健師及び助産師に対します謝礼、さらに健康たいわ21推進委員14名、健康づくり推進協議会委員15名、自殺予防対策連絡協議会委員13名に対します会議の際の出席謝礼等でございます。賞賜金といたしましては、健康づくり実践者表彰の記念品、献血記念品としての薬用ハンドソー

プなど、出産祝い品の贈呈としての絵本セットなどの購入に要します費用でございます。8節につきましては、各種会議開催時の費用弁償及びパートタイム任用職員の通勤手当、保健師の契約会議及び研修会の旅費等でございます。10節につきましては、各種検診及び栄養教室等の事業に要します事務用品の消耗品のほか、公用車燃料費、会議開催時のお茶代、乳幼児健診及び各種健診等で使用します消毒液、マスク、診察用手袋の購入、母子保健手帳300冊、年間健康日程などの行事カレンダー2,500枚、各種健診時に使用します受診票及び健診等の印刷製本に要します費用でございます。11節につきましては、郵送料の通信運搬費及び健診時に使用しましたシート等のクリーニング代、公用車の保険料及び登録手数料に要します費用でございます。12節につきましては、年末年始を含みます年間72日分の在宅当番医業務及び妊婦健診、各種乳幼児健診並びに健康づくり地区モデル事業、新規といたしまして、電子母子健康手帳アプリ導入に際しての運用保守などの業務委託に要します費用でございます。

57ページをお願いいたします。

13節につきましては、健康管理システム機器の賃借料及びシステム使用料、ふれあい教室の研修時のバス借上料、精密検診対象者、ケア会議等の出席の際の有料道路通行料、駐車場使用料に要します費用でございます。17節につきましては、各種事業及び訪問等で使用します公用車1台、乳幼児健診時に使用します新生児・乳幼児健診用の体重計、発達検査の際に使用します知能検査器具一式を購入する費用でございます。18節の負担金につきましては、黒川病院及び火葬場経費の本庁分の負担金、地域医療対策委員会等に要しますそれぞれの負担金でございます。補助金といたしましては、保健推進委員会及び食生活改善推進委員会に対します運営補助でございます。19節につきましては、里帰り出産におけます妊婦及び産婦50人を想定しました健診費用、新規事業としまして、特定妊婦治療30件分の助成費用でございます。23節につきましては、水道会計の出資金でございます。26節につきましては、公用車の自動車重量税でございます。27節につきましては、水道事業会計及び戸別合併処理浄化槽特別会計への管理分の一部としての繰出金でございます。

続きまして、2目予防費でございます。予防費につきましては、感染症の予防、各種予防接種、健康診査、各種がん検診のほか、健康教育、健康相談、健康づくりモデル事業に要します費用でございます。

58ページをお願いいたします。

1節につきましては、健診準備に係る事務補助員、各種検診及び健康相談におきます保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士などのパートタイム会計年度任用職員の報酬

でございます。7節につきましては、予防接種健康被害調査委員6名に対します会議出席の謝礼、健康づくりモデル事業等の研修会開催時の講師謝礼等でございます。10節につきましては、各種検診の際に必要な事務用品のほか、健診会場の暖房燃料、各種検診の申込書、通知書、予防接種等の通知及び予防接種券の印刷代、感染症対策のマスクなどの衛生用品、手指消毒液などの購入に要します費用でございます。11節につきましては、予防接種、各種がん検診等の郵送料の通信運搬費及びクリーニング代や保険料等の手数料でございます。12節につきましては、予防接種法に基づきます個別予防接種及び感染症法に基づきます結核検診、歯科、歯周病検診を含む健康増進法に基づきます一般的な基本健診と各種がん検診の業務委託に要します費用でございます。13節につきましては、予防接種従事者及びがん検診等の研修会、説明会の際の駐車場使用料でございます。19節につきましては、里帰り出産の定期予防接種及び医療用ウィッグ、乳房補正具購入助成に要します費用でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長 長 （馬場久雄君）

町民生活課長村田良昭君。

町民生活課長 （村田良昭君）

それでは、町民生活分を説明させていただきたいと思えます。

3目の環境衛生費につきましては、環境衛生総務費といたしまして3,733万4,000円の内訳といたしまして、7節につきましては、花壇の耕起管理人分賃金でございます。あと、環境美化推進員の謝金ということになっております。8節につきましては、職員の研修会時の旅費ということになっております。10節は、防疫薬剤費、花いっぱい運動の花代、肥料代、ごみ啓発のチラシ印刷代、防疫機械の修繕料等になっております。11節は、空き地除草の際の通信費、12節につきましては、不法投棄防止対策のパトロール及び撤去作業費、臨時粗大ごみ引取り日のごみ運送業務委託、春・秋の町内一斉時の清掃時のごみ運搬業務、不法投棄ごみ処理の業務、町道周辺清掃等の委託料でございます。18節は、町環境衛生組合連合会並びに黒川食品衛生協会の大和支部への補助金でございます。

環境計画推進費の56万1,000円の内訳は、エコファクトリー周辺の対策といたしましての水質検査、ダイオキシン検査、アスベスト検査の検査機関への委託料でございます。

環境マネジメントシステムの事務推進費68万1,000円につきましては、10節はプラ  
のごみ用の袋の購入代でございます。12節は、機密文書ミックスペーパーリサイクル  
の処理委託費、18節は、みやぎグリーン購入ネットワーク年会費でございます。

公害対策費の167万9,000円につきましては、10節は乾電池及び記録用紙などの消耗  
品、騒音計の点検整備料になっております。12節は、河川水質の検査委託料、米軍射  
撃訓練時の振動、低周波の測定、環境自動車騒音測定の業務委託料でございます。

狂犬病予防費297万8,000円につきましては、10節につきましては、犬の鑑札シール  
作成料、啓発グッズ代、また公用車の燃料、集合注射時の注射の通知、印刷代でご  
ざいます。11節は、携帯電話料、放浪犬の一時預かりの手数料、公用車の保険料など  
になっております。12節は、狂犬病予防注射業務委託料、13節につきましては、予防注  
射の会場借上料でございます。

議 長 （馬場久雄君）

まちづくり政策課長千葉正義君。

まちづくり政策課長 （千葉正義君）

同じく3目環境衛生費のうち、まちづくり政策課所管分をご説明いたします。

このうち、環境計画推進費79万2,000円のうち、当課所管分は23万1,000円でご  
ざいます。主に環境審議会に係る経費となります。

初めに、1節16万6,000円及び8節のうちの費用弁償4万1,000円につきまして、環  
境審議会委員9人に係る報酬、費用弁償でございまして、会議3回分を見込んでおり  
ます。10節につきまして、654万1,000円のうち2万4,000円につきまして、事務消耗  
品のほか、会議の際のお茶代でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長村田良昭君。

町民生活課長 （村田良昭君）

それでは、2項1目の廃棄物処理費と、あとごみ埋立場維持管理費、クリーンステ  
ーションの整備と資源回収奨励金でございます。

1節は廃棄物減量等の推進審議会委員9名の報酬、7節はストックヤードの草刈り

や環境整備作業、資源回収奨励金で資源回収団体に対する1キロ当たり4円の奨励金でございます。8節は、審議会委員の費用弁償でございます。10節は、クリーンステーションの立て看板、ポール、回収コンテナ代、会議時のお茶代、一般家庭ごみ収集の計画表、廃棄物処分券などの印刷代、クリーンステーションの修繕料などがございます。11節は、ストックヤードコンテナの保管庫の火災保険料でございます。12節につきましては、一般廃棄物の収集運搬委託料、5年契約になっております。あと山田ごみ埋立場の除草の業務委託料、あとイノシシ、小動物の休日時間外等の動物死骸回収委託料、災害廃棄物、稲わら等の処理業務、運搬等の委託料であります。13節につきましては、災害ごみ仮置場の鉄板、重機等の借上料でございます。18節は黒川行政事務組合の負担金で、内訳といたしまして、し尿処理分が1,971万6,000円、あとごみ処理経費分が3億4,526万1,000円、最終処分場の経費分といたしまして3,526万5,000円でございます。補助金につきましては、クリーンステーションの整備の補助金でございます。

以上です。よろしく願いいたします。

議長（馬場久雄君）

農林振興課長兼農業委員会事務局長遠藤秀一君。

農林振興課長（遠藤秀一君）

続きまして、5款1項1目農業委員会費でございます。農業委員会の運営費及び農業者年金委託事業費を計上しております。

1節につきましては、農業委員10名及び農地利用最適化推進委員14名分報酬でございます。7節は令和2年7月に任期満了となります農業委員等の選出につきまして、外部評価委員の報償金ということでございます。8節につきましては、農業委員等の総会出席及び案件調査に係ります費用弁償、先進地視察研修の旅費でございます。9節は農業委員会会長交際費でございます。

61ページをお願いいたします。

10節は消耗品費として、農業委員会総会議案書及び資料等のコピー代、燃料費は公用車のガソリン代、食糧費は農地パトロールの際のお茶代、印刷製本費は農地法上の各種申請用紙、農業委員会便り等の印刷代でございます。11節は通信運搬費として、郵便料、手数料は登記事項証明書等のオンライン広報を受けるための費用でございます。12節は、農地基本台帳システムの保守業務委託料でございます。13節は車借上料

といたしまして、農業委員会と研修に係りますバス借上料、有料通行道路通行料は高速道路を利用した場合発生するものでございます。18節は、一般社団法人宮城県農業会議ほか3団体への負担金でございます。補助金につきましては、大和町認定農業者連絡会への補助金でございます。

次に、2目農業総務費でございますが、農林課所管分と財政課所管分がございますので、最初に農林振興課所管分につきましてご説明をさせていただきます。

農業総務費は主に農政推進一般、宮床ふれあい農園管理等に要する経費でございます。

7節の賞賜金につきましては、農協ふれあい祭りの際の農林産品品評会の副賞に要するものでございます。10節の消耗品費は、コピー代等の一般事務用品であり、19万円の計上でございます。燃料費は、公用車とふれあい農園管理機の燃料代で9万7,000円を計上しております。

62ページをお願いいたします。

光熱水費は、ふれあい農園の水道代、電気代であり、19万4,000円の計上でございます。修繕料は、ふれあい農園の管理機の修理費で11万円の計上でございます。11節の自動車損害保険料4万3,000円は、公用車1台分の自動車共済分担金であり、保険料4万4,000円は、ふれあい農園の管理棟の建物共済に要する経費でございます。12節の業務委託料は、ふれあい農園の管理委託料41万2,000円の計上でございます。施設備品管理委託は、ふれあい農園の浄化槽管理清掃委託業務であり、14万円を計上するものでございます。18節負担金は、宮城農業振興公社及び鳴瀬川水系さけます増殖協会への負担金でございます。臨時的負担金といたしまして、四行幸の一つであります第40回全国豊かな海づくり大会が本年の秋に石巻市で開催されるもので、県内の市町村の負担金を20万円計上するものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長 (馬場久雄君)

財政課長千坂俊範君。

財政課長 (千坂俊範君)

それでは、事項別明細書の61ページまでもう一度お戻りをいただきたいと思います。

2目農業総務費のうち、基幹集落センター等管理費、町民研修センター管理費が財政課所管となるものでございます。

10節につきましては、各施設の管理用消耗品費17万8,000円、暖房用の灯油ガス代等の燃料費が51万2,000円を計上してございます。

62ページをお願いいたします。

印刷製本費につきましては、各施設等の申請書等の印刷代でございます。電気、水道料金の光熱水費につきましては、264万円を計上いたしております。施設の各種修繕料につきましては、110万円の計上となっております。11節につきましては、各施設の電話料として、通信運搬費5万7,000円の計上でございます。及び施設の火災保険料20万3,000円の計上となっております。12節につきましては、町民研修センターの窓口、清掃、巡視の業務、落合ふるさとセンターの管理業務、宮床基幹集落センター清掃業務、各施設等の設備保守点検業務の委託料といたしまして、1,142万2,000円の計上となっております。続きまして、13節でございます。こちらはAEDの借上料及び各施設のテレビ受信料、清掃用具の借り上げでございます。14節につきましては、宮床基幹集落センターの屋根塗装工事、落合ふるさとセンターの外壁・屋根塗装工事、町民研修センターのトイレスロープ工事、カーテン取付工事等に要します経費を計上いたしてございます。

財政課所管分は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

農林振興課長遠藤秀一君。

農林振興課長（遠藤秀一君）

続きまして、3目の農業振興費でございます。主に農業の振興、農業振興区域の事務、農業経営改善支援活動、多面的機能支払交付金事業、農地中間管理事業、中山間地域振興事業、中山間地域等直接支払交付金事業及び有害鳥獣対策に要する経費でございます。

1節は、農業振興地域整備促進協議会委員18名分及び鳥獣被害対策実施隊の47名分の報酬でございます。7節の報償金は、農業経営改善支援チームになっております宮城県農業士1名分の報償金でございます。8節は農業振興地域整備促進協議会委員の費用弁償及び認定農業者等研修会の旅費でございます。10節の消耗品につきましては、コピー代、事務用品、有害鳥獣捕獲用わなに要します経費で、特にイノシシのくくりわなは、前年150から今年度300基としていまして、倍増させる予定でございます。燃料費につきましては公用車の燃料代、食糧費につきましては多面的機能支払交付金事

業の事務指導及び会議の際のお茶代、印刷製本費につきましては封筒等の印刷代に要する経費でございます。11節の通信運搬費は、有害鳥獣対策用携帯電話の通話料、自動車損害保険料は軽トラック1台分の自動車分損金でございます。17節の機械器具費につきましては、イノシシ用の箱わなを前年度3基、今年度は7基としまして、またツキノワグマの箱わなを1基から3基と増設しまして、また新規でハクビシン用の箱わな10基を農家用へ貸出用として整備するものでございます。18節の負担金は、宮城県青果物価格安定相互補償協会のほか5団体への負担金、補助金は、農業用廃プラスチック等の農業生産資材適正処理推進事業への助成、農業経営基盤強化資金利子補給金、野草駆除に係る農地等保全対策事業への助成、たいわ産業まつり実行委員会への助成、水稲いもち病、カメムシ防除に係る黒川地域農作物病虫害防除推進協議会への助成、農作物生産農家が産直用野菜生産に向けて導入する産直リースハウス事業者に対しての助成、産地育成対策事業といたしまして、曲がりネギ生産に係る管理機等の助成、ブルーベリー生産拡大事業への助成、また加工業務用野菜生産対策事業への助成、農林業災害対策資金への利子補給費、町内35組織で取り組みます多面的機能支払交付金事業への助成、農地集積・集約化対策事業といたしまして、経営転換耕作者及び地域集積協力者に対しての補助金の交付、中山間地域振興事業といたしまして、吉田みどりの少年団活動とあさひな農協での特産品普及推進等事業への助成、中山間地域指定の宮床難波地区及び吉田金取北地区の一部の地域が取り組みます農業用施設等の維持保全事業に係る中山間地域等直接支払交付金事業への助成、有害鳥獣被害対策として、狩猟免許等への新規及び更新に係る経費への助成、有害鳥獣被害防止施設補助事業は、農地へ設置する電気柵や侵入防止柵などを購入する費用の助成でございます。

64ページをお願いいたします。

次に、畜産振興費でございます。畜産業の振興に係るものでございます。

18節は、宮城県畜産協会及び大和町畜産振興協議会への負担金でございます。補助金は管内肥育素牛販売促進対策事業といたしまして、町内で生産された子牛をJA新みやぎのあさひな管内の肥育農家が購入した場合に助成を行うものでございます。また、繁殖牛子牛事故共助事業として、流産や死産等に対する共済金として助成を行うものでございます。24節の積立金は、肉用牛貸付事業運営基金への積立金でございます。

次に、5目農地費でございます。農地一般と、県営土地改良事業推進事業及び農業集落排水事業に要します経費でございます。

8節は、農業技術研修会及び現地検討協議会に係る職員の旅費でございます。10節の消耗品費は、油漏れ対策の吸着マット、ため池注意喚起看板代、アユ・サケ等の放流稚魚代、事務用品及びコピー代でございます。印刷製本費は、農業農村整備事業管理計画に係る図面印刷代、修繕料は農業用施設の小破修繕に要するものでございます。11節は農業用ため池水路頭首工など、247か所の農業用施設の賠償責任保険料でございます。12節の業務委託料は、もみじヶ丘及び杜の丘ため池の環境整備等に要する経費でございます。13節の有料道路通行料及び駐車場使用料は、出張による業務打合せの際に使用するもの、著作権使用料は、労務資材設計単価の著作権使用料でございます。18節の負担金は、宮城県土地改良事業団体連合会、吉田川流域ため池大和町ほか3市3か町村組合、牛野ダム管理組合及び八志田堰用水路改修事業への負担金でございます。補助金につきましては、町内4か所の排水機場の洪水調整事業に係る大和町土地改良区への助成、新規といたしまして、2月28日の全員協議会でご説明申し上げました新規の農業環境整備事業の補助金でございます。27節は、農業集落排水事業特別会計への繰出金でございます。

次に、6目、水田農業対策事業費でございます。水田農業の推進に要する経費であり、農業経営所得安定対策の推進、転作への助成及び人・農地プランに要する経費でございます。

7節は、人・農地プラン検討委員7名の報償金及び転作の現地確認等の際の立会人の報償金でございます。8節は、水田農業視察研修に係る参加者及び職員の旅費でございます。10節の消耗品費は、印刷用トナー代事務用品等に対する経費、食糧費は集落代表者説明会の際のお茶代でございます。11節の通信運搬費は、集落代表者説明会等の案内発送の郵送料でございます。12節は、水田台帳システム保守業務に要するものでございます。13節の機械借上料は、水田台帳地図情報システムの賃借料、車借上料、転作の際の現地確認の際の車借上料、水田農業視察研修のバス借上料、有料道路通行料は、水田農業視察研修会の際の高速道路料金でございます。18節の補助金は、水田農業構造対策事業といたしまして、大和町水田農業推進協議会への助成、水田営農助成条件整備事業として生産団体へ農業機械整備を行う、今年度は5団体に対する助成を行うものでございます。また、新規としまして、環境保全型農業直接支払交付金事業につきまして、JAあさひな水稻部会で取り組んでおります環境保全米の取組に対しまして、国・県の補助金を活用しまして10アール当たり2,200円の助成を行うものでございます。

次に、5款2項1目の林業振興費でございます。林業の振興一般、森林の整備、森

林病虫害、松くい虫の防除に要する経費でございます。

66ページをお願いいたします。

7節の報償金は、林道の除草及び倒木等の除去に係る作業に要する経費でございます。10節の消耗品費は原木シイタケPRに係るもの、食糧費は大和町緑化推進委員会の際のお茶代、修繕料は林道の小破修繕に係るものでございます。12節の業務委託料は、森林管理巡視業務及び林道大平桑沼線のほか、除草業務、林地台帳システムの保守管理業務、せせらぎの森維持管理業務、南川ダム周辺の千本桜維持管理業務及び森林病虫害防除事業として松くい虫対策に要する経費でございます。18節の負担金は、県林業振興団体のほか6団体への負担金でございます。また、新規といたしまして、これも先日ご説明いたしました（仮称）林道七ツ森湖泉ヶ岳線の県営事業に対する負担金でございます。補助金は、林業地域振興事業費といたしまして大和町林業地域振興協議会への活動助成、森林保全推進費は宮床生産森林組合及び吉田愛林公益会で森林整備に対する助成、民有林育成対策事業費は宮床生産森林組合、吉田愛林公益会等が実施する民有林の整備を黒川森林組合が取りまとめて補助申請を行うものに対しまして、補助に合わせまして上乘せ補助を町で行うものでございます。24節は、国から譲与されます森林環境譲与税を基金へ積立てを行うものでございます。

次に、5款3項1目の水産業振興費でございます。宮城県が開発しました三倍体である伊達いわなの普及推進を図るための経費でございます。

10節の消耗品費は、イベント向けの啓発用品及び食材、材料等に要する経費でございます。

67ページをお願いいたします。

12節の業務委託料は、庁舎及び観光案内所に伊達いわなを展示しております水槽管理業務に要する経費でございます。19節は、これ新規事業でございます、町内の伊達いわな生産者に対して町内に出荷した場合に助成を行うもので、町内での流通量、飲食店での取扱量を増加させ、町外からの集客にも寄与させるための経費でございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

暫時休憩します。

再開は午後2時15分からといたします。

午後2時01分 休憩

午後2時13分 再開

議長 (馬場久雄君)

再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの説明に追加及び訂正の申出がありました。

総務課長後藤良春君。

総務課長 (後藤良春君)

申し訳ございません。37ページの電子計算費の工事請負費でございます。

先ほど入り口の工事というだけお話しさせていただきましたけれども、そのほかに今夏場はエアコンが限界に来ておりますので、エアコンの増設費も含めての金額になります。ドアのほうは55万、エアコンが170万ほどということでございます。訂正させていただきます。申し訳ございません。

議長 (馬場久雄君)

農林振興課長遠藤秀一君。

農林振興課長 (遠藤秀一君)

申し訳ありません。先ほど説明しました67ページの5款3項1目水産業振興費の19節の補助金ということで説明させていただいたんですけども、正しくは18節の補助金ということで、大変申し訳ございませんでした。訂正しておわび申し上げます。

議長 (馬場久雄君)

以上で終わります。

次に、商工観光課長文屋隆義君。

商工観光課長 (文屋隆義君)

それでは、引き続きよろしく願いいたします。

67ページでございます。

6款1項商工費でございます。

1目商工総務費は、職員の人件費に係るものでございます。

次に、2目商工振興費でございます。商業及び工業の振興、企業誘致活動に係る経

費でございます。

7節、報償金は、企業等連絡懇話会の際の講師謝礼でございます。8節は、企業訪問に係る職員の旅費及び東京と名古屋で開催されます宮城県企業立地セミナーへの参加旅費でございます。10節、消耗品費は、コピー代や事務用品のほか、企業訪問の際の手土産代などがございます。食糧費は企業等連絡懇話会に係るもの、修繕料は企業案内看板の修正等に係るものでございます。11節、手数料は、企業立地セミナー等に着用するはんてんのクリーニング代でございます。12節は、第一仙台北部中核工業団地ののり面及び中央公園内歩道等の除草業務に要するものでございます。13節は、企業訪問の際の自動車道路通行料でございます。18節の負担金は、大和町中小企業振興資金信用保証料。

68ページをお願いいたします。

仙台北部中核都市連絡協議会のほか、1団体への負担金でございます。補助金につきましては、くろかわ商工会の経営改善普及事業、地域総合振興事業への助成、割増商品券発行事業への助成、商店街担い手育成支援事業として大和まるごと市への助成、大和町中小企業振興資金に対する利子補給、店舗取得・改修推進事業への助成、町小規模事業者経営改善資金融資に対する利子補給、企業立地奨励金は、大和リサーチパークに立地いたしました株式会社ワイ・デー・ケーと旭陽電気株式会社に対する奨励金でございます。20節は、大和町中小企業振興資金の預託金でございます。21節は、大和町中小企業振興資金損失補償料でございます。

次に、3目観光費でございます。観光の振興、観光施設の維持管理、まほろば夏まつりやお立ち酒全国大会のほか、本町の物産振興を図るための大和町観光物産協会への助成や各種イベントに対する助成に要する経費でございます。

7節は、船形山登山道、自然遊歩道の倒木伐採作業及び升沢避難小屋、七ツ森自然遊歩道等の管理人に係る報償金でございます。10節、消耗品費は、イベントPR用品のほか、旗坂野営場の清掃用具代等でございます。燃料費は公用車の燃料代、印刷製本費は観光ガイドブック、七ツ森登山散策マップ等の印刷代、光熱水費は旗坂野営場公衆トイレの電気料、修繕料は施設等の小破修繕、宮床ダム、立輪水辺及び四十八滝運動公園の駐車場の区画線補修に係るものでございます。11節、手数料は、旗坂野営場の水質検査手数料及びイベントで着用しておりますはんてん等のクリーニング代、火災保険料は七ツ森陶芸体験館ほか、観光施設10施設に係るもの、自動車損害保険料は公用車の任意共済保険料、保険料は尾花沢花笠踊り及び花巻市石鳥谷まつりの参加者への保険料でございます。12節の業務委託は、七ツ森陶芸体験館、七ツ森ふれあい

の里、四十八滝運動公園、ダイナヒルズ展望公園及び西部公園の4施設に係る指定管理料のほか、公園等13施設の管理業務、登山道、遊歩道の蜂の巣駆除及び機械刈り払い業務、蛇石せせらぎ公園内土砂撤去業務、吉岡宿本陣案内所運營業務、観光PRバスツアー広告掲載運營業務、まち歩きガイドブック作成業務などに係るもの、施設整備管理委託は、旗坂野営場の浄化槽、給水を含めた施設の維持管理に係るものでございます。

69ページをお願いいたします。

13節の会場借上料は、船形山入山届冬季専用ポスト設置小屋及び吉岡宿本陣案内所に係るもの、車借上料は、尾花沢市花笠踊り及び花巻市石鳥谷まつりへの交流参加者送迎用のバス借上料、有料道路通行料は花巻市石鳥谷まつりに参加の際の高速道路通行料でございます。14節は、南川湖畔生産物直売所トイレの水洗化への改修、旗坂野営場の和式トイレの洋式トイレ改修と取水口の修繕、七ツ森修繕観光案内板の改修、七ツ森山頂標識の改修及び信楽寺駐車場の排水側溝等の設置に係るものでございます。15節は、観光施設の未舗装駐車場の補修用砕石代でございます。18節負担金は、県立自然公園船形連峰御所山連絡協議会ほか4団体への負担金及び防火管理者資格取得講習会への受講料でございます。補助金につきましては、大和町観光物産協会、お立ち酒全国大会実行委員会、島田飴まつり伝承会、南川湖畔花まつり実行委員会及びまほろばまつり実行委員会への助成でございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

議長 (馬場久雄君)

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 (江本篤夫君)

続きまして、7款土木費でございます。

1項1目土木総務費につきましては、土木管理費としまして道路台帳の作成及び修正業務のほか、各種協議会等の負担金、用地対策事務としまして国土調査の誤訂正等に要します費用でございます。

1節につきましては、窓口事務補助員の会計年度任用職員の報酬に要します費用でございます。

70ページをお願いいたします。

8節につきましては、会計年度任用職員の交通費に要します費用でございます。10

節のうち消耗品につきましては、法令の追録、参考図書購入のほか、収入印紙等の購入、食糧費につきましては、用地及び補償協議等でお茶代に要する費用でございます。11節につきましては、携帯電話4台分の通信料及び使用料でございます。12節につきましては、町道幕柳大平線改良工事の完成に伴います台帳修正ほか4路線、0.94キロメートルの台帳作成及び修正業務、国土調査の誤訂正等に伴います測量業務に要します費用でございます。13節につきましては、都市建設課業務の際の会場借上料、会議、先進地視察時の有料道路通行料、駐車場使用料のほか、建設物価調査会等の著作権使用料、積算システムのシステム及び図面コピー機の借上料でございます。15節につきましては、土地境界立ち合い用資材の購入に要する費用でございます。18節につきましては、宮城県道路協会ほか11団体への各負担金に要します費用でございます。

続きまして、71ページをお願いいたします。

2項1目道路維持費でございます。道路、側溝、舗装の修繕、街路樹の剪定や除草、道路維持作業車の管理等、町道の維持管理及び街路灯、バスターミナルの管理並びに除雪等に係ります費用でございます。

7節につきましては、山間部等の町道除草の地区委託分及び街路樹の剪定作業、路肩補修作業に要します費用でございます。10節のうち消耗品費につきましては、土のう袋や除草剤等道路維持作業資材のほか、3.5トンダンプ、道路パトロール車等公用車両の消耗品等に、燃料費は、道路維持管理車両のガソリン代等に、光熱水費は、街路灯、バスターミナルに係る電気料及び上下水道料に要する費用で、修繕料は、公用車両の車検、修理費及び街路灯の修繕のほか、道路の小破修繕に要します費用でございます。11節につきましては、3.5トンダンプ、軽トラック、パトロール車1台の車検時の印紙代及び都市建設課所管車両の自動車損害保険料、歩道除雪機の任意保険料、バスターミナルの待合所等の火災保険料に要します費用でございます。12節につきましては、町道維持管理業務、植樹帯の除草業務、街路樹の剪定業務、堆積土砂の撤去作業、バスターミナルの待合所の清掃、警備に要するもののほか、1か月分の除雪に要します費用でございます。13節につきましては、町道南青木柴崎線ほか2路線の土地の借上料でございます。14節につきましては、町道台ヶ森線、町道大角大松沢線の舗装修繕工事の継続等のほか、町道保福寺線ほか3路線の側溝修繕工事、昨年度に引き続きまして復興交付金事業によります町道幕柳大平線の舗装修繕に要します費用でございます。15節につきましては、碎石・アスファルト合材等道路維持補修用の資材、道路附属物の資材購入に要します費用でございます。17節につきましては、大型側溝等の蓋開閉器1基の購入に要します費用でございます。26節につきましては、3.5ト

ンダンプほか2台の重量税でございます。

続きまして、2目道路新設改良費でございます。単独事業、国土交通省補助事業、防衛省補助事業によります改良事業等に係るものでございます。

72ページをお願いいたします。

10節につきましては、コピー代及び積算資料図書の購入代、その他一般事務用品等に要します費用でございます。11節につきましては、防衛省補助事業で実施します町道長尾線及び深山線の用地取得に係る分筆登記に要します費用でございます。12節につきましては、国土交通省事業の町道台ヶ森線に係ります山津沢橋ほか8橋の橋りょう定期点検業務、悟溪寺橋の修繕工事に係ります施工管理業務、町道舞野下草線局部改良に伴います道路詳細設計及び用地測量業務、防衛省事業では町道長尾線及び深山線の用地測量業務、大和流通工業団地内にございます町道流通平4号線の舗装改良事業に伴います路線測量及び道路詳細設計業務に要します費用でございます。14節につきましては、国土交通省事業としまして、町道小鶴沢線舗装改良工事の継続、今年度より着手いたします町道悟溪寺報恩寺線に係ります悟溪寺橋の修繕工事、防衛省事業では、天皇寺地区ほか排水路整備工事の継続と町道長尾線の道路改良工事、単独事業では、昨年度用地買収等を行いました町道西小路線の道路改良工事、宮床地区の町道兎野一番南線の舗装新設工事に要します費用でございます。16節につきましては、防衛省事業の町道長尾線及び町道深山線の道路改良工事に伴います土地購入に要します費用でございます。18節につきましては、宮城県が実施しております吉田川床上浸水対策特別緊急事業での河川改修により支障となります既設橋梁、下原橋撤去工事に伴います工事負担金でございます。

続きまして、3目橋りょう維持費でございます。

10節につきましては、橋梁の小破修繕に要します費用でございます。

4目交通安全施設整備事業費でございます。

14節につきましては、町道魚板兵士ヶ原線ほか路線の区画設置工事、もみじヶ丘3丁目及び杜の丘1丁目地区の歩行者用路面区画標示のほか、町道衡南松坂平線の転落防止柵の撤去、新設工事に要します費用でございます。15節につきましては、カーブミラー等の道路安全用品購入に要します費用でございます。

続きまして、3項1目河川費でございます。

7節につきましては、準用河川の支障物除去作業、吉田川河川公園除草等作業に要します費用でございます。10節のうち消耗品費につきましては、油漏れ等に対応します吸着マット及び事務用品購入費用に、光熱水費は、1級河川西川樵橋上流の左岸に

ございます樵樋管及び右岸にございます西川樋管に係ります電気料でございます。11節につきましては、町内河川愛護団体への貸出用機械、除草機械の購入に伴います損害保険料に要します費用でございます。12節につきましては、現在完了しております11河川の現況調査としまして、準用河川窪川及び山田川の河川現況調査測量を延長5.2キロメートルと、樵及び西川両樋管の鶴巣大崎地区及び鳥屋地区への操作管理に要する費用でございます。14節につきましては、準用河川山田川下流部の堆積土砂撤去工事及び西川樋管の経年劣化に伴いますゲート制御盤更新工事に要します費用でございます。

73ページをお願いいたします。

17節につきましては、昨年より宮城県仙台土木事務所で貸出しが開始されました除草機械につきまして、本町でも同様に町内河川愛護団体に貸出しするための除草機械1台の購入費用をお願いするものでございます。18節につきましては、県管理の1級河川及び準用河川の7河川18地区で除草作業を実施いただいております大和町河川愛護会への助成に要する費用でございます。

続きまして、4項1目都市計画総務費でございます。都市計画の事務及び都市計画審議会の開催、協議会への負担金に要します費用でございます。

1節及び8節につきましては、都市計画審議会会長ほか8名、年3回の開催に要します費用でございます。10節のうち消耗品費につきましては、図書並びに印刷用ロール紙の購入費用に、食糧費は都市計画審議会におけるお茶代に要します費用、修繕料は都市計画図等印刷用プリンターに要します費用でございます。12節につきましては、都市計画区域変更図書作成業務等に要します費用でございます。18節につきましては、全国街路事業促進協議会への負担金でございます。24節につきましては、都市整備基金への積立てでございます。

続きまして、2目下水道費の27節につきましては、下水道事業特別会計への繰出金でございます。

続きまして、3目公園費でございます。都市公園29か所、都市緑地8か所及びその他公園、緑道等133か所の維持管理に要します費用でございます。

10節につきましては、公園管理用資材、公園等の街灯の電気料、上下水道料金、地区委託の公園等の小破修繕等に要します費用でございます。

74ページをお願いいたします。

11節につきましては、公園のトイレ、あずまや等の火災保険料及び吉岡東公園ほか5公園の水道開栓手数料のほか、小野南中央公園あずまや設置に伴います建築確認手

数料に要します費用でございます。12節につきましては、株式会社大和町地域振興公社への都市公園指定管理委託及び緑地等の維持管理業務、もみじヶ丘1号公園ほか3公園の地元への維持管理委託費用、公園遊具の点検、公園緑地等の樹木剪定業務等に要します費用でございます。14節につきましては、城内大堤公園の木製デッキ本体の劣化調査を実施しました結果、木製デッキ内部の劣化は確認されませんでしたので、各部材の長寿命化を図るための塗装工事に要します費用のほか、吉岡東公園及び西柿木公園の滑り台の撤去、新設工事に要します費用でございます。18節につきましては、現在、宮城県土地開発公社で造成工事が進められております大和リサーチパーク北地区の南側に隣接する小野南中央公園の整備を宮城県土地開発公社にお願いする費用でございます。

続きまして、5項1目住宅管理費でございます。町営住宅につきましては、木造住宅24棟25戸、中層アパート7棟140戸、合わせまして31棟165戸のほか、子育て支援住宅としまして吉田地区3棟3戸、鶴巣地区4棟8戸の維持管理に要します費用でございます。

7節につきましては、住宅敷地内の側溝等清掃の作業に要します費用でございます。10節のうち消耗品費につきましては、法令の追録代、図書、その他事務用品の購入に要します費用でございます。光熱水費は、鶴巣子育て支援住宅敷地内にご置きます公園の水道料金に要します費用でございます。修繕料につきましては、各住宅の配水管、電気設備、明渡し時等の修繕に要します費用でございます。11節につきましては、収入申告等の返信用切手代、住宅の火災保険料、受水槽の水質検査手数料及び明渡し時のクリーニングに要します費用でございます。12節につきましては、住宅敷地内の除草等管理業務、中層アパート7棟の給水施設保守点検、消防設備保守点検、子育て支援住宅敷地内の除雪業務のほか、国土交通省事業としまして、蔵下住宅1号棟外壁等改修工事の施工管理業務に要します費用でございます。

75ページをお願いいたします。

13節につきましては、宮床下小路住宅の借地料及び吉田鶴巣子育て支援住宅の共同受信施設使用料に要します費用でございます。14節につきましては、単独事業としまして西原第4住宅1棟及び下小路住宅1棟の解体工事、蔵下住宅及び西原第1住宅の迷惑駐車防止用ポール設置工事のほか、国土交通省事業としまして、蔵下住宅1号棟外壁等改修工事に要します費用でございます。18節につきましては、防火管理者資格取得講習会受講に要します費用でございます。

続きまして、2目子育て支援住宅建設費でございます。子育て支援住宅の整備に要

します費用でございます。宮床地区につきましては敷地の造成工事、落合地区につきましては長屋住宅2棟16戸の建築工事等に要します費用でございます。

10節につきましては、コピー用紙代及びコピー料金等の消耗品費、住宅募集用チラシの印刷製本費に要します費用でございます。11節につきましては、支援住宅の募集広告料のほか、落合地区の建築に伴います各種申請手数料及び宮床地区子育て支援住宅の流末排水路等整備に伴います不動産鑑定に要します費用でございます。12節につきましては、宮床地区は流末排水路等整備に伴います用地測量業務、落合地区につきましては住宅建築工事に伴います施工管理業務に要します費用でございます。14節につきましては、宮床地区の宅地造成工事及び落合地区の長屋住宅2棟16戸の建築工事に要します費用でございます。16節につきましては、落合地区の水道加入金、宮床地区の流末排水路等整備に要します費用でございます。18節につきましては、宮床地区の開発に伴います水道開発負担金に要します費用でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

総務課危機対策室長蜂谷祐士君。

総務課危機対策室長 （蜂谷祐士君）

続きまして、8款1項消防費1日常備消防費の18節につきましては、黒川地域行政事務組合への消防経費に関わる負担金でございます。

続きまして、2目非常備消防費は、消防団員565名の報酬と出動手当や団員の装備の購入代のほか、県消防操法大会出場に関わる訓練及び消防各種訓練などを行う際の経費を計上したものでございます。

1節は、消防団員565名に対する報酬でございます。7節は、団員表彰の際の記念品でございます。8節につきましては、団員の出動手当や町消防火気演習、県消防操法大会出場選手の訓練手当、消防学校研修に係る旅費、費用弁償等でございます。10節は、新入団員への安全靴及びヘルメット、県消防操法大会出場に関わる経費、火気演習に係る資機材等の購入、続きまして燃料費につきましては、県消防操法大会の訓練による照明の燃料費。

続きまして、76ページをお開き願います。

食糧費につきましては、火気演習及び県消防訓練の際の飲料費等に係る経費でございます。13節は、火災出動の際の車借上料などでございます。17節は、組立て水槽及

び消防団員用新規基準活動服の購入費でございます。18節は、縣市町村非常勤消防団員補償組合への負担金及び町婦人防火連合会への補助金でございます。

次に、3目消防施設費は、防火水槽や消火栓など消防施設、小型動力ポンプつき軽積載車の維持管理に要する経費を計上しております。

10節は、小型動力ポンプ軽積載車等の燃料代や消防ポンプ小屋の電気料及び消防水利標識、消防用ホース等に要する経費、小型動力ポンプ軽積載車に要する修繕費でございます。11節は、消防ポンプ車の保険料等でございます。12節は、もみじヶ丘防火水槽の管理委託料でございます。13節は、消防自動車車庫の土地借上料でございます。14節は、防火水槽2か所の修繕工事でございます。18節は、消火栓の維持管理費及び無線従事者講習会受講料、電波利用料の負担金でございます。26節は、自動車ポンプ等の自動車重量税でございます。

77ページをお願いいたします。

4目水防費、水防活動に要する経費を計上しております。

7節は、水防協議会の13名に対する謝礼でございます。8節は、水防活動出動に対する費用弁償でございます。10節は、水防倉庫備蓄資材購入代、消防活動の夕食代などでございます。11節は、災害時の優先電話料でございます。15節は、水防倉庫に備蓄する土のう用の洗い砂購入に要する経費でございます。

続きまして、5目災害対策費は、地域防災訓練に要する経費、自主防災組織への支援及び木造住宅耐震診断士派遣事業や家具転倒防止事業等に要する経費を計上しております。

1節は、防災会議の委員15名に対する報酬でございます。7節は、自主防災組織に関する研修会の講師謝礼でございます。8節は、防災会議の委員に対する費用弁償でございます。10節は、非常用食料の購入代、自主防災組織研修時の飲料代、地域防災訓練の炊き出し訓練用白米の購入代などでございます。11節は、衛星携帯電話料、震度計情報等回線使用料、避難所用Wi-Fi利用料及びエリアメールライセンス料でございます。12節は、防災ハザードマップ運用保守や国土強靱化計画策定業務、木造住宅耐震診断士派遣委託料でございます。18節は、県地域衛星通信ネットワーク市町村等無線局管理負担金、電波利用料及び木造住宅耐震改修工事助成金、78ページにまたがりませんが、危険ブロック摒除去事業助成金に要する経費でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

教育総務課長櫻井和彦君。

教育総務課長 （櫻井和彦君）

9 款教育費についてご説明を申し上げます。

引き続き78ページでございます。

1 項 1 目教育委員会費につきましては、教育委員会運営に係る経費でございます。

1 節並びに 8 節は、教育委員 4 名の報酬と費用弁償等でございます。9 節は、教育長の交際費でございます。10 節は、事務消耗品、コピー代及び参考書籍の講読料でございます。13 節は、教育委員会研修会の際の有料道路通行料及び駐車場の使用料でございます。18 節は、管内教育委員会協議会ほか 1 団体に対します負担金でございます。

続きまして、2 目事務局費でございます。教育委員会運営費、確かな学びプロジェクト事業、学校 I C T 環境整備事業、学び支援コーディネーター等配置事業、志まなび塾事業及び令和 2 年度からの新規事業でございます子どもの心のケアハウス事業に要する経費の計上でございます。

1 節でございます。教育支援委員会委員、いじめ問題対策連絡協議会等の委員及び会計年度任用職員としての教育相談員、子ども心のケアハウスの職員の報酬でございます。

79 ページのほうになります。

7 節でございます。教職員の各種研修会の講師、学び支援コーディネーター、学び支援員、サマースクール等のボランティア及び「夢と希望と志を語る会」の講師謝金でございます。賞賜金につきましては、教育論文応募者に対するものでございます。8 節のうち費用弁償は、教育支援委員会委員、いじめ問題対策連絡協議会等委員、学び支援コーディネーター及び会計年度任用職員に対するもの、普通旅費は、教育長が出席いたします各種会議等の旅費、職員の事業旅費及び教職員の各種研修会講師旅費、特別旅費につきましては、志まなび塾の参加者旅費でございます。10 節、消耗品につきましては、コピー代等の一般事務消耗品、就学時健診用の消耗品などでございます。燃料費は、公用車のガソリン代、食糧費につきましては、志まなび塾の参加者食事代でございます。印刷製本費につきましては、小学校 3 年生の副読本「私たちの大和町」の改訂版、町の学校教育について紹介する冊子「大和町の学校教育」、志まなび塾研修報告書、家庭学習の手引及び子どもの心のケアハウスパンフレットなどの印刷に要するものでございます。光熱水費は、子どもの心のケアハウスの電気料、水道料、修繕費につきましては、小・中学校の I C T 機器等の修繕料でございます。11 節で

ざいます。通信運搬費につきましては、切手代、ファクシミリの回線利用料等、手数料は、自動検査用器具点検料ほかでございます。保険料といたしまして、公用車自動車損害保険料及び学び支援員等の傷害保険料等を計上いたしております。12節につきましては、標準学力調査等に係るもの、土曜学習まほろば塾、こころのプロジェクト「ユメセン」事業、外国語指導助手6名の業務委託及び学校教育用コンピューター等保守点検業務委託料でございます。13節でございますが、会場借上料は志まなび塾視察先での会議室に係るもの、機械借上料につきましてはデジタル教科書、教職員用パソコン、子どもの心のケアハウスでのパソコン、印刷機等の賃借料、車借上料につきましては、夢と希望と志を語る会の児童・生徒用輸送バス、志まなび塾視察時のバス・タクシー、子どもの心のケアハウス用車両に係るものでございます。有料道路通行料、駐車場使用料は、志まなび塾研修及び教育関係会議等での利用に係るものでございます。入場料は、志まなび塾の際の施設入館料でございます。

80ページをお願いいたします。

17節でございます。庁用器具費につきましては、補充用の小・中学校の職員用のパソコン及び学習用のプロジェクター、スクリーンの購入費、それから子どもの心のケアハウス開設に係ります職員用の机、椅子、パーティション及び書架等の購入費用でございます。18節負担金でございます。黒川けやき教室を運営しております黒川地域行政事務組合に対します負担金ほか5団体に対する負担金でございます。24節は、学校校舎建設基金及び学校教育振興基金への積立てでございます。

次に、2項1目学校管理費でございます。小学校6校の施設維持管理及び児童、教職員の健康診断、学校管理用の備品等の購入に要します費用の計上でございます。

1節でございますが、学校医16名、薬剤師6名に対します報酬でございます。7節の報償金につきましては、林間教育サポーター、事務補助員及び各小学校の環境整備の作業員、体育館巡視員及びプール監視員に対するもの、賞賜金は運動会の賞品及び卒業記念品代に要します費用でございます。8節は、プール監視員に対する費用弁償でございます。次に、10節でございます。10節の主なものといたしましては、小学校6校で必要といたします消耗品、小学校維持管理に要します燃料費、来客用のお茶代、印刷製本費及び光熱水費の計上でございます。修繕料につきましては、施設、備品等修繕として1校当たり10万円を計上いたしております。11節の通信運搬費につきましては、電話料、インターネット回線使用料、切手代、手数料は、プール水質検査、ピアノ調律・クリーニング、火災保険料、施設賠償保険等の経費についての計上でございます。12節でございます。児童及び教職員の循環器健診等の健康診断、学校業務員、

学校警備の業務委託料でございます。

81ページをお願いいたします。

13節でございます。主なものといたしまして、機械借上料につきましては、印刷機の借り上げ、車借上料につきましては、陸上記録会、林間教室等の児童輸送のほか、難波地区児童輸送のための車借上料でございます。17節の学校用備品につきましては、小学校6校の備品でございます。携帯電話購入のほか、各学校の管理用備品の計上をいたしております。18節でございます。日本スポーツ振興センター災害共済として、学校管理下における児童の災害共済負担金及びほか4件の各種協議会等への負担金でございます。

次に、2目教育振興費でございます。教育振興費につきましては、教材備品の整備、魅力ある学校図書館づくり、たいわっ子芸術文化推進事業、学校・地域共学推進事業に係ります経費でございます。

1節でございます。会計年度任用職員として、学校図書支援員6名及び学習支援員17名を配置する経費についての計上でございます。7節につきましては、スクールソーシャルワーカー2名への報償金でございます。8節につきましては、スクールソーシャルワーカー及び会計年度任用職員への費用弁償でございます。10節につきましては、教科書が改訂になることを受けての新たな指導書等の購入費用、修繕料につきましては、教材備品の修繕料でございます。11節につきましては、小学校におきます不要試薬廃棄手数料及びスクールソーシャルワーカーの傷害保険料でございます。13節でございます。たいわっ子芸術文化鑑賞の児童輸送のための車借上料でございます。17節でございます。授業に用います一般教材及び学校図書購入に要します経費の計上でございます。18節でございます。4キロメートル以上を対象といたします遠距離通学児童の対策費交付金及び学校・地域共学推進事業として各学校に交付をいたすものでございます。19節扶助費につきましては、要保護及び準要保護、次のページをお願いいたします、82ページでございます。並びに特別支援学級児童に対します学用品や給食費等の扶助費でございます。

次に、3目施設整備費でございます。小学校施設の維持管理に要します経費でございます。

10節の主なものにつきましては、消耗品として、一般消耗品、砂、碎石代等、修繕料として、学校施設の小破修繕料でございます。11節でございます。小学校の不要物品等の廃棄に伴います処理手数料でございます。12節につきましては、各小学校の校地内維持管理等業務委託、FF暖房機、自家用電機工作物、消防設備、小荷物専用昇

降機等の保守点検等の業務委託料でございます。令和元年度に設置をいたしました空調機器、エアコンの保守点検も来年度から含まれております。13節につきましては、AED及び階段昇降機の借上料でございます。14節につきましては、小野小学校屋内運動場の照明器具交換、吉田小学校遊具設置などのほか、吉岡、吉田、鶴巣及び落合小学校防犯カメラ更新に要します経費でございます。

次に、4目小学校建設費につきましては、吉岡小学校改築に要します経費でございます。

7節でございます。改築に当たりまして意見を頂くための委員会委員への報償金でございます。10節につきましては、委員会に係ります消耗品等でございます。12節につきましては、改築のための基本設計を委託するための委託料を計上させていただいております。

次に、3項中学校費、1目学校管理費でございます。中学校2校の維持管理及び生徒、教職員の健康診断、学校管理用の備品等の購入に要します経費の計上でございます。

1節報酬につきましては、学校医7名、薬剤師1名及び会計年度任用職員としての中学校用務員の報酬でございます。

83ページをお願いいたします

7節でございます。体育館巡視員等への報償金、運動会賞品及び卒業生への記念品代でございます。8節でございます。職員旅費でございます。10節でございます。主なものといたしまして、一般消耗品、中学校2校の施設維持管理に要します燃料費、来客用のお茶代、印刷製本費及び光熱水費等の計上でございます。修繕料につきましては、施設備品等の修繕でございます。11節でございます。通信運搬費につきましては、電話料、インターネット回線使用料、切手代。手数料は、各種検査手数料など及び火災保険料、施設賠償保険等の経費についての計上でございます。12節でございます。生徒及び教職員の循環器健診等の健康診断、学校業務員2名の業務委託、スクールバス運行、学校警備の業務委託料でございます。13節でございます。主なものといたしましては、スクールバスの転回場に係ります土地借上料、印刷機械の借上料、中総体、駅伝大会スクールバス代替タクシーの生徒輸送に係ります車借上料でございます。17節備品購入費、学校用備品につきましては、中学校2校に係ります携帯電話の購入ほか、学校管理用備品の計上でございます。18節負担金でございます。日本スポーツ振興センター災害共済として、学校管理下におけます生徒の災害共済負担金及びほか5件の各種協議会等の負担金の計上でございます。補助金といたしまして、中総

体東北大会等への参加事業費補助金の計上でございます。

次に、2目教育振興費でございます。教材備品の整備に要します経費、魅力ある学校図書館づくり、たいわっ子芸術文化推進事業、学校・地域共学推進事業等に係ります経費でございます。

84ページをお願いいたします。

1節でございます。会計年度任用職員として、学校図書支援員2名及び学習支援員3名の報酬でございます。8節につきましては、会計年度任用職員の費用弁償でございます。10節でございます。教材の消耗品代でございます。修繕料につきましては、教材備品等の修繕料でございます。11節につきましては、電話料及び不要試薬の廃棄手数料でございます。13節につきましては、たいわっ子芸術文化鑑賞の際の生徒輸送のための車借上料でございます。17節につきましては、一般教材備品及び学校図書購入に要します経費についての計上です。18節につきましては、学校・地域共学推進事業として各学校へ交付を行うものでございます。19節でございます。要保護及び準要保護生徒に対します援助費及び特別支援学級生徒に対します学用品や給食費等の扶助費でございます。

次に、3目施設整備費でございます。中学校2校の施設維持管理に要します費用の計上でございます。

10節の主なものにつきましては、消耗品代として、砂、碎石代等、修繕料は、学校施設の小破修繕料でございます。11節につきましては、不要物品等の廃棄に伴います処理手数料でございます。12節につきましては、FF暖房機、小荷物昇降機、自家用電機工作物、消防設備等の保守点検等の業務委託料でございます。こちらにも令和元年度に設置をいたしました空調機器の保守点検を含んでおります。13節につきましては、AEDの借上料でございます。14節につきましては、みやぎ環境交付金事業によります宮床中学校の屋内運動場照明器具交換及び大和中学校高圧気中開閉器等交換などに要します工事費でございます。

次に、4目中学校建設費でございます。中学校の校舎、敷地造成等の建設に要する費用の計上でございます。

12節でございます。宮床中学校のスクールバス乗降場設置のための実施設計の業務委託料の計上をさせていただいております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長 （瀬戸正昭君）

続きまして、85ページをお願いいたします。

4項1目社会教育総務費でございます。生涯学習推進のための各種講座、講演会、家庭教育、青少年教育、協働教育、放課後子ども教室、成人教育、文化行政推進等の各事業並びに社会教育施設管理を行うものでございます。

なお、令和元年度作成の国恩記を題材とした紙芝居の普及活用の促進、町で所有する絵画の作品展も行っていく予定でございます。

初めに、1節につきましては、社会教育委員13名分の報酬でございます。7節の報償金につきましては、文化講演会、家庭教育、青少年教育等各種事業実施に伴う講師への謝金、原阿佐緒賞受賞者賞金、選考委員への謝金等でございます。賞賜金につきましては、原阿佐緒賞入賞者副賞のブロンズと青少年の部の図書カードの購入費用でございます。8節、費用弁償につきましては、社会教育委員の会議等に伴うもの、普通旅費は、家庭教育での職員に要するもの、特別旅費は、各種事業実施に伴う講師交通費及び原阿佐緒賞選考委員・受賞者の交通費、宿泊費等でございます。10節、消耗品につきましては、一般事務及び各種事業での消耗品でございます。燃料費は、公用車ガソリン代等、食糧費は、会議時及び事業実施時のお茶や講師昼食代など、印刷製本費につきましては、生涯学習カレンダー、まほろば大学や文化講演会のチラシ、各種事業の活動記録等の印刷代でございます。光熱水費につきましては、民俗談話室の電気料、水道料でございます。

86ページをお願いいたします。

修繕料につきましては、公用車、民俗談話室の修繕費のほか、旧宮床伊達家住宅の畳表替えの費用を計上いたしております。11節でございます。通信運搬費につきましては、各事業実施に伴う連絡用郵便代のほか、放課後子ども教室の参加者連絡用一斉メールの費用を新たに計上しております。広告料は、原阿佐緒賞短歌募集のため「短歌」の月刊誌等への広告掲載料でございます。手数料につきましては、町所有の絵画の展示に係る設営の手数料、保険料といたしまして、社会教育施設の火災保険料、公用車の損害保険料、各事業の講師及び参加者の傷害保険料でございます。12節につきましては、宮床宝蔵、原阿佐緒記念館、総合体育館などの社会教育関連施設長寿寿命化計画の策定業務及び原阿佐緒記念館ほか3施設に係る指定管理委託料、吉岡東官衙遺跡公園の管理委託料、民俗談話室巡視清掃委託料でございます。13節でございます。

土地借上料は、民俗談話室敷地の借り上げに係るもの、機械借上料は、協働教育に係る農機具等を借り上げるもの、車借上料は、各種事業実施のためのバス等の借上料になります。有料道路通行料、施設使用料は、事業実施に伴う高速道路通行料と自然の家などの使用に係るものでございます。14節につきましては、宮床宝蔵の外壁修繕、旧宮床伊達家住宅の土壁等の修繕を行うものでございます。17節につきましては、国恩記を題材といたしました紙芝居に使用いたします紙芝居の舞台、紙芝居の枠を購入するものでございます。18節につきましては、負担金として、黒川地域行政事務組合、郡町村社会教育委員連絡協議会、青少年のための県民会議及びジュニア・リーダー育成事業参加負担金でございます。補助金につきましては、町PTA連合会、健やかな子どもを育む町民会議、町ジュニアリーダー連絡協議会、子ども会育成連合会への補助金でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

ここで暫時休憩します。

再開は午後3時20分からといたします。

午後3時10分 休 憩

午後3時20分 再 開

議 長 (馬場久雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

公民館長阿部昭子さん。

公民館長 (阿部昭子君)

では、引き続きまして2目公民館費でございます。公民館業務運営に係る経費で、公民館分館長会、青少年から成人、女性、高齢者までの教育事業、芸術文化推進事業、図書室の運営等に係る経費でございます。

87ページをお願いいたします。

1節につきましては、図書室のパート任用職員の報酬になります。7節につきましては、41名の分館長さん方への報償金、そのほかふるさと体感隊、まほろば大学等の

各種教室、講座の講師謝礼金、書き初め大会の審査員謝礼等でございます。賞賜金につきましては、成人式の記念品や写真代、書き初め大会の記念品でございます。8節につきましては、分館長の費用弁償及びパート任用職員の交通費でございます。10節につきましては、一般事務消耗品、図書購入費やまほろば大学等の各種事業での消耗品代、公用車の燃料代、町民文化祭・成人式協力者への昼食代、成人式の冊子や町民文化祭のポスター印刷代及び公用車の整備代でございます。11節につきましては、各種教室や講座の案内等の郵送料、電話料金、公用車の損害保険料、公民館総合補償保険料でございます。12節につきましては、町民文化祭での音響・照明操作業務の委託料でございます。13節につきましては、図書システム借り上げ料、お達者倶楽部やゆう楽講座の移動研修に伴うバス借上料と有料道路通行料でございます。また、会議研修会時の駐車料金でございます。18節につきましては、県公民館連絡協議会、郡公民館連合会への負担金になります。

88ページをお願いいたします。

補助金につきましては、連合青年団、婦人会連絡協議会、文化協会への補助金になります。

以上になります。よろしくをお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長（瀬戸正昭君）

続きまして、3目文化財保護費でございます。文化財保護普及と文化財の調査事業を行っております。

1節につきましては、文化財保護委員5名分の報酬及び発掘調査に伴う作業員、嘱託調査員の報酬でございます。7節につきましては、郷土史講座、文化財巡り講師の謝金でございます。8節、費用弁償につきましては、文化財保護委員に係る費用弁償、嘱託職員の通勤手当でございます。特別旅費は、郷土史講座講師の旅費でございます。10節でございます。消耗品として、一般事務用品、コピー代、発掘調査用品などに要するもの、燃料費として、発掘調査用発電機のガソリン代、食糧費は、文化財巡り参加者昼食代、印刷製本費は、調査記録写真のプリント代、光熱水費は、信楽寺の電気水道代、修繕料は、発掘調査用機械の修繕に要するものでございます。11節でございます。通信運搬費につきましては、携帯電話使用料、郷土史講座及び文化財めぐりな

どの連絡用郵便代、手数料につきましては、信楽寺の水道開栓手数料、保険料は、文化財巡り参加者の傷害保険でございます。13節、機械借上料につきましては、発掘調査に係るバックホー、ダンプカー等の重機借上料、車借上料は、郷土史講座の講師送迎用タクシー代、文化財めぐりのバス借上料、有料道路通行料につきましては、文化財めぐりの際の高速道路通行料、入場料につきましては、文化財めぐりでの施設入場料でございます。14節につきましては、文化財説明板設置費でございます。18節につきましては、負担金として、全国民俗芸能保存振興市町村連盟、補助金として、町内文化財等保存会9団体への補助金でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

公民館長阿部昭子さん。

公民館長 (阿部昭子君)

89ページをお願いいたします。

4目まほろばホールの管理費でございます。まほろばホールの施設管理運営に係る経費を計上したものでございます。

1節につきましては、まほろばホール運営委員会委員の報酬10名分と窓口業務のパート任用職員の報酬でございます。8節につきましては、まほろばホール運営委員の費用弁償とパート任用職員の交通費でございます。10節につきましては、一般事務消耗品、冷暖房用の燃料代、お茶代、電気水道の光熱水費等でございます。修繕料といったしましては、大ホールのドア調整、展示室間切りの修繕等のほか、小破修繕に係る経費でございます。11節につきましては、事務連絡用通信料、郵送料、電話料、小ホールピアノの調律手数料、建物火災、公用車及び施設賠償責任の保険料等でございます。12節につきましては、舞台設備操作業務、総合管理業務、休日窓口業務、植栽木手入れ業務及び舞台照明や音響等の各種保守点検等の施設設備管理委託料でございます。13節につきましては、AEDパッケージの借上料や電気料システム回線使用料等でございます。14節につきましては、学習棟、東棟及び南棟屋上防水工事、自家発電設備用蓄電池交換工事、地下タンクスラブ補修工事、学習棟の壁面クロス張り替え工事、佐藤忠良ギャラリーの空調機更新工事でございます。18節につきましては、全国公立施設文化協会、黒川地区危険物安全協会、防火管理協会等の負担金と、大和町文化振興協会運営費としての補助金でございます。

以上になります。よろしく願いいたします。

議長（馬場久雄君）

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長（瀬戸正昭君）

続きまして、5目教育ふれあいセンター管理費でございます。吉田、鶴巣並びに落合の教育ふれあいセンターの管理運営に係ります経費を計上いたしております。

7節につきましては、体育館巡視員の報償金でございます。

90ページをお願いいたします。

10節でございます。消耗品費として、山砂、碎石、清掃用品等の購入に要するもの、草刈り機用としての燃料費、使用申請書等の印刷製本費、光熱水費としての各施設の電気水道料、修繕料として、各施設の受水槽架台さび止め修繕、吉田、落合の消防設備等修繕のほか、急破修繕の費用を計上いたしております。11節につきましては、飲料水の検査手数料、施設の火災保険料、施設の賠償保険料でございます。12節につきましては、業務委託料としての各施設の用務員、グラウンド管理、植木剪定、除雪及び不要備品廃棄の各業務委託料でございます。施設・備品管理委託料として、設備の保守点検、警備業務等の委託料でございます。13節につきましては、AEDの借上料、NHKの受信料、体育館清掃用具借上料でございます。14節につきましては、鶴巣教育ふれあいセンターの屋外灯油タンク更新工事、吉田教育ふれあいセンターの自家発電機工作物更新工事及び体育館建具修繕工事、3施設の屋外にあります遊具修繕工事を行うものでございます。17節につきましては、鶴巣教育ふれあいセンター敷地管理用として乗用草刈り機を購入するものであります。18節につきましては、黒川地区防火管理協議会への負担金及び防火管理者資格取得講習会の受講料でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（馬場久雄君）

教育総務課長櫻井和彦君。

教育総務課長（櫻井和彦君）

続きまして、6目森の学び舎活動費でございます。

10節でございます。清掃用の消耗品代、プロパンガスの燃料代、施設の電気水道料、

小破修繕料でございます。11節でございます。電話料、くみ取りの手数料、火災保険料等でございます。12節につきましては、清掃及び管理を委託している委託料になるものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長 （瀬戸正昭君）

91ページをお願いいたします。

続きまして、5項1目保健体育総務費でございます。スポーツの推進、町民のスポーツ活動への支援奨励と顕彰、スポーツ施設の管理を行うものです。また、町制施行65周年記念事業といたしまして、富谷市との合同マラソン大会開催に要します経費につきましても計上いたしているところです。

1節につきましては、スポーツ推進審議会委員5名分の報酬及びスポーツ推進委員15名分の報酬でございます。7節につきましては、全国大会等の出場の際に交付いたしますスポーツ支援奨励金等でございます。8節、費用弁償につきましては、スポーツ推進審議会委員、スポーツ推進委員に係るもの、特別旅費は、スポーツ推進委員研修会に要するものでございます。10節につきましては、消耗品費として、一般事務用品、コピー代及び日本ハンドボールリーグの開催時の参加チームへの記念品代等でございます。燃料費は、公用車のガソリン代、食糧費は、宮城ヘルシー大会参加選手の昼食代、修繕料につきましては、公用車車検整備費用等でございます。11節につきましては、通信運搬費としての郵送料、手数料は、車検時印紙代、体育施設の火災保険料、公用車の自動車損害保険料、スポーツ推進委員の傷害保険料を計上いたしております。12節につきましては、総合運動公園ほか体育施設の指定管理料及び大和町スポーツフェアの業務委託料を計上いたしております。13節につきましては、宮城ヘルシー大会参加者の車借上料、研修会参加時の有料道路通行料でございます。14節につきましては、総合体育館1階のトイレ洋式化工事、総合体育館メインアリーナの床研磨工事、ダイナヒルズ多目的広場芝補修工事、ダイナヒルズテニスコート照明自動点灯板改修工事などを行うものでございます。17節につきましては、体育館で使用いたしますジェットヒーター、多目的広場で使用いたしますアルミ製ベンチを購入するものでございます。18節負担金につきましては、県スポーツ推進委員協議会への負担金のほか、町制施行65周年記念事業でもあります富谷市との合同マラソン大会運営費とい

たしまして1,000万円をお願いするものでございます。なお、富谷市も当初予算におきまして同額を計上いたしており、今後実行委員会により大会事業を運営してまいります。最終的には参加費等の収入により実績で精算いたすものでございます。補助金につきましては、大和町スポーツ協会及び大和町スポーツ少年団に対するものでございます。なお、5年ごとに行っておりました町全体での町民運動会につきましては、町スポーツ協会分館長会議でご意見を頂きながら検討してまいりました結果、今回は開催しない方向となりましたので、併せてご報告申し上げます。

続きまして、2目広場管理費でございます。宮床、玉ヶ池、鶴巣山田、北目、三ヶ内レクリエーション広場5施設の管理を行うものでございます。

11節につきましては、消耗品費としての広場の砂代でございます。

92ページをお願いいたします。

光熱水費としての広場の電気水道代でございます。修繕料として、各施設の小破修繕に要するものでございます。11節につきましては、水道の開栓手数料でございます。12節につきましては、各広場の施設管理を各地区に委託するものでございます。

続きまして、3目の自転車競技場管理費でございます。宮城県スポーツ協会より管理運営の委託を受けまして、施設の維持管理を行うものでございます。

12節でございますが、体育施設指定管理者に管理業務委託をするものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

教育総務課長櫻井和彦君。

教育総務課長 (櫻井和彦君)

次に、4目学校給食センター費でございます。学校給食センターの管理運営及び学校給食の提供に要する費用を計上いたしております。

1節でございます。学校給食運営審議会委員、会計年度任用職員としての業務員への報酬でございます。8節でございます。学校給食運営審議会委員及び業務員の費用弁償でございます。10節でございます。主なものとしたしましては、消耗品費として、児童・生徒衛生管理用の消耗品、児童・生徒用白衣の購入費用、給食センターの施設運営に要します燃料費、来客用のお茶代、光熱水費及び施設整備、厨房機器の修繕費及び学校給食の賄い材料費でございます。また、賄い材料費には保護者負担金を来年度も今年度と同じく据え置きながら栄養強化分といたしまして、1食当たり小学生で

15円、中学生で21円を新たに計上いたします。そのほか給食を提供できない場合に備えまして、非常時用の救急食の購入費を今回計上いたしております。11節でございます。電話料、給食センター及び学校職員の検便手数料、学校給食費の振替手数料、火災保険料、自動車の損害保険料等でございます。12節につきましては、学校給食の調理業務、給食可燃ごみ収集運搬業務、施設設備の維持管理、点検等の委託料でございます。

93ページですね、失礼しました。

13節でございます。蒸気回転釜、ガスフライヤー、フードスライサー等を更新いたしますほか、食器洗浄器、食缶の洗浄器、消毒保管庫、スチームコンベクション等の機械の借上料ですね。それから、テレビの受信料、清掃用具の借上料等を計上いたしております。14節でございます。飲料水用の加圧給水ポンプ交換工事を計上いたしております。17節でございます。配膳運搬車、保温の食缶、冷凍冷蔵庫等の購入に要します経費を計上いたしております。18節でございます。全国学校栄養士協議会県支部ほか5団体への負担金でございます。26節につきましては、公用車車検に伴います自動車重量税でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

農林振興課長遠藤秀一君。

農林振興課長 （遠藤秀一君）

次に、10款1項1目の農業用施設災害復旧費は、予算の科目設定でございます。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 （江本篤夫君）

続きまして、2項1目道路橋りょう災害復旧費でございます。単独災害復旧及び補助災害復旧に要します費用でございます。

14節につきましては、補助災害復旧としまして、昨年の台風19号、豪雨災害によりまして被災いたしました町道大柵長倉線ほか9路線の道路災害復旧に要します費用の

ほか、単独災害復旧費の科目設定でございます。

続きまして、2目河川災害復旧費でございます。こちらも単独災害復旧及び補助災害復旧に要します費用でございます。

14節につきましては、昨年の台風19号、豪雨災害によりまして被災をいたしました準用河川深山川ほか4河川6か所の災害復旧に要します費用のほか、単独災害復旧費の科目設定でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

財政課長千坂俊範君。

財政課長 （千坂俊範君）

94ページをお願いいたします。

11款公債費につきましては、借入れをいたしてございます11の金融機関への元金償還及び利子支払い額を計上いたしてございます。

12款予備費につきましては、地方自治法217条の規定によりまして計上いたすものでございますが、前年同額の計上といたしたところでございます。

一般会計歳出につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

本日はここで説明を終わりにしたいと思います。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

長時間大変お疲れさまでした。

再開は、3月3日の午前10時です。明日の午前10時です。

午後3時42分 延 会